

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2026年 8 月24日

【会社名】

株式会社ANAPホールディングス

【英訳名】

ANAP HOLDINGS INC.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 川合 林太郎

【本店の所在の場所】

東京都港区南青山四丁目20番19号

【電話番号】

(03)5772-2717

【事務連絡者氏名】

取締役経営管理本部長 根岸 良直

【最寄りの連絡場所】

東京都港区南青山四丁目20番19号

【電話番号】

(03)5772-2717

【事務連絡者氏名】

取締役経営管理本部長 根岸 良直

【届出の対象とした募集有価証券の種類】

株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

普通株式

その他に対する割当 3,600,000,000円

第11回新株予約権証券

その他の者に対する割当 1,900円

（新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額）

1,775,003,550円

第12回新株予約権証券

その他の者に対する割当 3,550円

（新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額）

1,775,003,550円

(注) 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、有価証券届出書提出日現在の見込額です。行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	72,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 本有価証券届出書によるネットプライス事業再生合同会社（以下「ネットプライス」といいます。）及び合同会社四谷デジタルイノベーターズ（以下「四谷デジタルイノベーターズ」といい、ネットプライスと併せて、個別に又は総称して「株式割当予定先」といいます。）を割当予定先とする当社普通株式に係る募集（以下「本株式第三者割当」といい、本株式第三者割当により発行される新株式を「本新株式」といいます。）については、2026年8月21日付の当社取締役会において発行を決議しておりますが、その発行については、2026年9月29日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、本新株式、A種類株式（以下「本種類株式」といいます。）、第11回新株予約権証券（以下「第11回新株予約権」といいます。）及び第12回新株予約権証券（以下「第12回新株予約権」といい、第11回新株予約権と併せて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、本新株式、本種類株式及び本新株予約権に係る募集を総称して「本第三者割当」といい、本新株式、本新株予約権及び本種類株式の発行並びに本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）及び大規模な希薄化を伴う第三者割当に関する議案並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加及びA種類株式の新設）が承認されることなどを条件としております。なお、本新株式及び本新株予約権の発行は、有利発行（本新株式及び本新株予約権の払込金額がこれを引き受けるものに特に有利な金額であることをいいます。）に該当するものと判断し、本臨時株主総会において、有利発行の承認（特別決議）を得ることといたしました。

2. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	72,000,000	3,600,000,000	1,800,000,000
一般募集	—	—	—
計(総発行株式)	72,000,000	3,600,000,000	1,800,000,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります（以下「本新株式発行（DES）」といいます。）。なお、金銭以外の財産の現物出資による方法（デット・エクイティ・スワップ（以下「DES」といいます。）により割当てます。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、1,800,000,000円であります。

3. 現物出資財産の内容

ネットプライスに対しては、当社との間で、子会社である株式会社ANAPライトニングキャピタルの投資事業資金に充てるための転貸資金及び借入金の返済資金を確保するため2025年12月22日付で締結し、2026年6月18日付で資金用途を一般運転資金、投資事業資金（株式会社ANAPライトニングキャピタルの投資事業資金に充てるための転貸資金）及び借入金の返済資金へと変更合意した極度貸付契約書に基づき当社に対し貸し付けた金銭債権の元本6,915,786,852円（2026年7月31日時点）のうち1,850,000,000円を、四谷デジタルイノベーターズに対しては、当社との間で、当社及び子会社の一般運転資金並びに設備資金（店舗出退店資金等）を確保するため2026年7月17日付で締結した極度貸付契約書に基づき当社に対し有する金銭債権の元本1,750,000,000円（2026年7月31日時点）（当該金銭債権はネットプライスにより当社に貸し付けられた金銭債権がネットプライスと四谷デジタルイノベーターズの間の2026年7月17日付債権譲渡契約書に基づき四谷デジタルイノベーターズに譲渡されたものであり、譲渡時点で当社に新たな資金流入はありません。）のうち1,750,000,000円を、それぞれ対象として本新株式の割当を行います。なお、現物出資の対象となる金銭債権を、個別に又は総称して「本貸付債権」といいます。

現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が必要とされますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金

金債権である場合において、当該債権の弁済期が到来しており、かつ、会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内であるときは、検査役又は専門家による調査を要しないこととされており、ます（会社法第207条第9項第5号）。当社は、現物出資の対象となる貸付金元本債権のうち、現物出資の目的となる金額分について、その弁済期を、払込期日である（2026年9月30日）において、本新株式発行（DES）を実施する時点とすることを合意しております。このため本新株式発行（DES）における金債権の現物出資につき、検査役又は専門家による調査は行いません。

なお、金債権以外の財産の現物出資の目的とする財産である各本貸付債権の詳細については以下のとおりです。

債権者：ネットプライス合同会社

当該財産の価額：金6,915,786,852円（2026年7月31日時点）

債権の表示：2025年12月22日付極度貸付契約書（2026年6月18日付で変更合意済み）に基づく貸付金債権

元本：総額6,915,786,852円（2026年7月31日時点）

貸付実行日：2025年12月23日（金1,500,000,000円）

2026年1月20日（金1,000,000,000円）

2026年2月18日（金5,665,306,852円）

2026年2月20日（金178,520,000円、一部期限前返済）

2026年4月15日（金179,000,000円）

2026年5月14日（金300,000,000円）

2026年7月9日（金200,000,000円）

2026年7月17日（金1,750,000,000円、債権譲渡）

返済期日：2027年8月31日

利息：年利2%

弁済方法：期日一括弁済

債権者：四谷デジタルイノベーターズ

当該財産の価額：金1,750,000,000円（2026年7月31日時点）

債権の表示：2026年7月17日付債権譲渡契約書に基づき四谷デジタルイノベーターズが取得した貸付金債権

元本：総額1,750,000,000円（2026年7月31日時点）

貸付実行日：2026年7月17日（金1,750,000,000円、債権譲受け）

返済期日：2027年8月31日

利息：年利2%

弁済方法：期日一括弁済

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
50	25	1	2026年9月30日	—	2026年9月30日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。株式割当予定先の概要については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の金額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、2026年8月24日付で株式割当予定先との間で本新株式に係る割当契約を締結した上で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に株式割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ払込むものとします。
4. 金債権以外の財産の現物出資（DES）による払込みについては、申込期間に現物出資の目的となる当社に対する金債権を払込期日付で払込みに充当する旨を募集株式総数引受契約にて合意することにより、現物出資の目的とされた当社に対する金債権は、払込期日に本新株式の払込みに充当されます。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ANA Pホールディングス 財務部	東京都港区南青山四丁目20番19号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 渋谷支店	東京都渋谷区渋谷二丁目17番 1 号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券（第11回新株予約権証券）】

(1) 【募集の条件】

発行数	190,000個（新株予約権 1 個につき普通株式100株）
発行価額の総額	1,900円
発行価格	新株予約権 1 個につき0.01円 （新株予約権の目的である普通株式 1 株につき0.0001円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	2026年 9 月30日（水）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ANA Pホールディングス 財務部 東京都港区南青山四丁目20番19号
払込期日	2026年 9 月30日（水）
割当日	2026年 9 月30日（水）
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 渋谷支店

- (注) 1. 第11回新株予約権については、2026年 8 月21日付の当社取締役会において発行を決議しておりますが、その発行については、本臨時株主総会において、本第三者割当及び大規模な希薄化を伴う第三者割当に関する議案並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）が承認されることなどを条件としております。なお、本新株式及び本新株予約権の発行は、有利発行に該当するものと判断し、本臨時株主総会において、有利発行の承認（特別決議）を得ることといたしました。
2. 申込み及び払込みの方法は、2026年 8 月24日付で、GAD有限責任事業組合（東京都港区赤坂二丁目14番11号、代表組合員 立川 光昭。以下「GAD」といいます。）との間で第11回新株予約権の割当契約（以下「第11回新株予約権割当契約」といいます。）を締結した上で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に新株予約権割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 第11回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は普通株式の1単元を100株とする単元株式制度を採用している。）
新株予約権の目的となる株式の数	第11回新株予約権の目的である株式の総数は19,000,000株（第11回新株予約権1個当たり100株（以下「割当株式数」という。））とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第11回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第11回新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率 その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	1．第11回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各第11回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。 2．第11回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、50円とする。 3．行使価額の修正 行使価額の修正は行わない。 4．行使価額の調整 (1) 当社は、第11回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式} + \text{交付普通株式}}$ (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 当社普通株式を新たに交付する場合（但し、本新株予約権と同日に発行する新株式及び当社の役職員に対して譲渡制限付株式報酬として当社普通株式を交付する場合、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（第12回新株予約権及び当社の役職員に対して交付されるストックオプションを除く。）若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて

	当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 本号乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第11回新株予約権を行使した第11回新株予約権に係る新株予約権者（以下「第11回新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。 $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。 (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.01円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。 (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。 0.01円未満の端数を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。 (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第11回新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	950,001,900円 （注）別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場合には、第11回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第11回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、第11回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第11回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第11回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第11回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 第11回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2026年10月1日から2028年10月2日までとする。

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 第11回新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ANA Pホールディングス 財務部 2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社りそな銀行 渋谷支店
新株予約権の行使の条件	第11回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	第11回新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、第11回新株予約権割当契約において、第11回新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定である。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本第三者割当により資金調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的

当社は、1992年の創業から30年以上にわたり、主にレディースカジュアルファッション衣料の販売を主要な事業としてまいりました。当社グループは、2025年7月4日付で代表取締役社長の交代を伴う役員の異動を決定し、また同年10月23日付で当社子会社の代表取締役及び取締役並びに監査役の異動を決定するとともに同年11月28日付で当社の定時株主総会において当社の社外取締役と社外監査役の新任を決議したように、経営陣及びガバナンス体制の刷新を内容として経営体制を刷新し、ブランド顧客の年齢層や嗜好性に合わせたリブランディングを推進しております。時代の変化に即応した新たなコンセプトのもと、ターゲット層を明確化した商品展開の試みを開始し、消費者ニーズに寄り添った価値の提供に注力しております。また、商品原価率の見直しを進め、売上総利益の改善を図るとともに、当社オリジナルの商品力を高めることで、競合他社との差別化を目指しております。さらに、SNSを活用した広告手法を強化することで、デジタルマーケティング戦略を積極的に展開し、ECシステムの全面的な見直しを行い、顧客体験を向上させる取組を進め、オンライン販売の強化を図っております。これらの施策により、安定的かつ長期的な収益基盤の確立を目指しておりますが、現時点におきましては売上・利益ともに2025年8月期において売上高1,774百万円、営業損失1,456百万円、親会社株主に帰属する当期純損失2,660百万円、2026年8月期第3四半期においても売上高1,703百万円、営業損失1,713百万円、暗号資産評価損5,586百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失7,765百万円と厳しい状況が続いております。主な理由としては、2025年8月期においては、新規の仕入れ並びに事業再生計画に基づく出退店を抑制したこと等で、既存の店舗・卸売販売、ライセンス事業及びインターネット販売事業における各指標が振るわなかったことに加え、新規事業であるエステティック・リラックスサロン事業において多額の減損損失を計上したことが挙げられ、2026年8月期第3四半期においては、経済環境の変動に即した販売価格の見直し、仕入原価の抑制、商品ラインナップ戦略の見直し、自社店舗の改革、自社ECサイトの再構築等の施策に取り組んだものの業績改善には未だつながっておらず、エステティック・リラックスサロン事業においては不採算店舗の縮小、人員の適正化等の収益性の改善策を断行しましたが未だ大幅な業績改善につながっておらず、加えてビットコイン市場が前期末比較調に推移したことにより暗号資産評価損を計上したことが挙げられます。当社としては、今後も更なる改善策を講じ、事業規模の再拡大に向けた企業努力を継続してまいります。

強固な財務体質への変革に向けては、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続において、当社より提出しました事業再生計画案について全ての取引金融機関に同意をいただき、2024年7月31日付で事業再生ADR手続が成立いたしました。また、2024年10月31日付で全ての取引金融機関に対する残債務の弁済を完了し、これに伴い債務免除の効力が発生いたしました。さらに、2024年11月26日開催の当社第33回定時株主総会におきまして、新株式及び新株予約権の発行を行うことを決議し、同年11月27日新株式及び新株予約権の払込み完了により債務超過を解消し、また、2025年7月22日付第三者割当増資の実施により、2025年8月期末時点における純資産の額は12,644百万円となりました。

このような状況において、当社は、ファッション事業単独ではなく、収益性の高い新規事業への参入、事業再編等を図り、当社グループの事業基盤の確保、収益基盤の獲得を進める必要を最重要課題と認識しております。このような課題認識を背景として、当社は、2025年1月20日付適時開示「子会社設立および新たな事業の開始に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、2025年2月3日に連結子会社として株式会社ANA Pライトニングキャピタル（以下「ANA Pライトニングキャピタル」といいます。）を設立し、新たな事業として投資事業等を開始しており、その一環としてビットコインへの投資に取り組むことを決定し、また、2025年4月16日付適時開示「ビットコイン購入に関するお知らせ」及び同月28日付「当社グループによるビットコイン購入に関するお知らせ」のとおり、ビットコインの購入によるビットコイン財務戦略の強化を進めておりました。こうした取組を通じて得られた各種知見をもとに、2025年6月9日付適時開示「当社グループによる「ビットコイン事業」の開始に関するお知らせ」のとおり、当社はビットコイン購入を含む関連ビジネスを「ビットコイン事業」として本格的に推進しております。当社のビットコイン事業は、ビットコイントレジャー戦略、ビットコイントレーディング戦略、ビットコイン関連ライフスタイル事業、ビットコイン関連テクノロジー事業を柱として構成しており、グループの新たな収益基盤の確立と企業価値の向上を目指しております。当社は、このような事業方針に基づき、2025年4月16日から2026年6月30日までの間に、適時開示にて公表のとおり、複数回にわたりビットコインの購入を実施しており、2026年6月30日時点で1,431.9716BTCを保有するなど、順調に規模拡大を進めております。

当社はさらにビットコイン取得を含むビットコイン事業を推進する方針を有しており、2025年12月1日に

は、このタイミングで可能な限り大きな資金調達枠を新株予約権等により確保することが最善の経営判断であるとの考えのもと、第三者割当により第8回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました（以下「前々回資金調達」といいます。）。

こうした状況を踏まえ、2025年12月1日付で払込が完了した前々回資金調達では主としてビットコイン追加購入に充当することを目的とし、これにより、新規事業の拡大と成長基盤の強化を図り、中長期的な企業価値の向上につなげ、併せて、一部の資金を短期借入金の返済に充当することで、財務体質の改善も並行して進める予定でございました。しかしながら、2026年2月以降、当社株価が第8回新株予約権の下限行使価格を下回って推移しているために新株予約権の行使が進まない状態に陥っております。これを是正すべく、2026年3月18日付で、当社は、残存する第8回新株予約権の全てを発行価額で取得した上で消却するとともに、同年3月30日付で、第9回新株予約権を発行いたしました。しかしながら、それ以後も当社株価が第9回新株予約権の下限行使価格を下回って推移する状態が継続し、第9回新株予約権の行使が進まない状態が継続しております。かかる状況下、ファッション事業においては既存の店舗・卸売販売、ライセンス事業及びインターネット販売事業の不振の深刻さは改善しておらず、またエステティック・リラックスサロン事業においても事業再編効果が未だ大幅な収益改善に至っておりません。そのためこの状況を好転させるべく、運転資金及び不採算店舗の閉鎖に伴う違約金の支払い、原状回復工事費用、並びに人員削減等の事業再編資金について新たに資金調達を行うことが必要と考えております。加えて、当社は2026年7月31日時点で102億円もの有利子負債を有しており、当社は、主な借入先2社に対してDES(Debt Equity Swap)の手法により借入負担軽減と資本増強を同時に実現して財務体質改善を図ることが必要と考えております。

もっとも、本新株の発行及び新株予約権の発行に伴い、将来的に転換・行使が進むことで、6か月通算で約296.34%（議決権ベースの希薄化率は298.76%）という極めて大きな希薄化が生じる可能性があります。これは既存株主の皆様にも多大なご負担をおかけするものであり、当社としても重く受け止めております。しかしながら、確実にアパレル事業、エステティック・リラックスサロン事業の改革、再編を実現させ、事業を継続的に成長させていくため、あえてこの調達を実行する決断に至りました。本新株式及び新株予約権の発行にあたっては、本臨時株主総会にて、本第三者割当による大規模な希薄化を伴う第三者割当及び有利発行並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）について株主の皆様の意思確認手続を取らせていただきます。

本新株予約権については、調達資金の用途を厳格に定めており、財務体質の改善による安定性の確保と、運転資金及び事業資金への配分を徹底する方針です。

当社は、株主の皆様のご負担を軽減すべく、調達資金の効率的かつ透明性の高い運用に全力で取り組みます。そのうえで、短期的な希薄化という犠牲を上回るリターンを実現し、企業価値を持続的に高めることで、結果として既存株主の皆様の利益に貢献するものであると判断しております。

当社といたしましては、既存株主の皆様の株式価値を可能な限り毀損することなく、本資金調達により財務体質の改善と運転資金と事業資金の調達を同時に進め、持続的な企業価値向上を実現してまいります。

なお、当社は、2025年8月31日時点において株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場における上場維持基準（流通株式比率基準）に抵触し、原則として2026年8月31日時点までに流通株式比率を向上させ、上場維持基準に適合しなかったときは上場廃止になります。したがって、2026年8月31日時点までに流通株式比率を向上させ、上場維持基準に適合させるべく努めているところでしたが、この度、2026年8月19日に東京証券取引所より「上場維持基準（分布基準）への適合状況について」を受領し、2026年8月4日時点において東京証券取引所スタンダード市場の全ての上場維持基準に適合いたしました。本第三者割当の払込期日は2026年9月30日を予定しているために本資金調達が2026年8月31日時点の流通株式比率に直接の影響を与えることはありませんが、上場維持基準（流通株式比率基準）の適合も視野に入れた上で、資金調達を実行することが必要です。当社といたしましては、本資金調達を通じて調達した資金を運転資金及び不採算店舗の閉鎖に伴う違約金の支払い、原状回復工事費用、並びに人員削減等の事業再編資金に充当するとともに、DESの手法により借入負担軽減と資本増強を同時に実現して財務体質改善を図れば当社の企業価値は向上し、本新株予約権の行使も促進されるほか、当社株式の流動性が向上するものと考えております。

なお、本第三者割当における具体的な資金使途及び支出予定時期については、下記「6 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載しております。

(2) 本第三者割当の概要

今回の資金調達は、当社が、株式割当予定先に対し本新株式を、新株予約権割当予定先に対し本新株予約権を、それぞれ割り当てるのと同時に、A種種類株式割当予定先（本種類株式の割当予定先としてのネットプライスをいいます。以下同じです。）に対し本種類株式を割り当てることにより、本新株式及び本種類株式については払込期日に、本新株予約権については新株予約権割当予定先による行使によって、当社が資金調達を段階的に実現することを目的とするものです。

本新株式、本新株予約権及び本種類株式の概要は以下のとおりです。

< 本新株式 >

当社は、株式割当予定先が当社に対して有する本貸付債権の現物出資（DES）を受け、株式割当予定先に対して本新株式を発行します（本新株式発行（DES））。

本新株式の発行価額は1株につき50円とし、現物出資される本貸付債権の額（3,600,000,000円）を当該発行価額で除した株式数（72,000,000株）の本新株式を発行します。現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が必要とされますが、現

物出資の目的となる財産が当社に対する金銭債権である場合において、当該債権の弁済期が到来しており、かつ、会社の会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内であるときは、検査役又は専門家による調査を要しないこととされています（会社法第207条第9項第5号）。当社は、本貸付債権について、その弁済期を払込期日において本新株式発行（DES）を実施する時点とすることを、2026年8月24日付で割当予定先との間で合意しております。このため、本新株式発行（DES）における金銭債権の現物出資について、検査役又は専門家による調査は行いません。

<本新株予約権>

当社が新株予約権割当予定先に対して行使期間を2年間とする本新株予約権合計545,000個を発行し、新株予約権割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社資本が増加する仕組みとなっております。

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は54,500,000株です。また、本新株予約権の行使価額は50円で固定されています。

<本種類株式>

当社は、現金の払込み及びA種種類株式割当予定先が当社に対して有する貸付金債権の現物出資を受け、A種種類株式割当予定先に対して本種類株式を発行します。当社は、当該貸付債権について、その弁済期を払込期日において本種類株式の発行を実施する時点とすることを、2026年8月24日付で割当予定先との間で合意しております。このため、本種類株式の発行における金銭債権の現物出資について、検査役又は専門家による調査は行いません。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は、2025年10月29日付「第三者割当による第8回新株予約権（行使価額修正条項付）、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第8回無担保社債（少数人私募）の発行並びに定款の一部変更に関するお知らせ」及び2026年3月13日付「第三者割当による第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに第8回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」に記載のとおり、2025年12月1日及び2026年3月30日と過去2回にわたりEVO FUNDを割当先とする第三者割当による新株予約権を発行いたしました。当社の株価が当初の想定を下回る水準で推移し、直近では当社株価が第9回新株予約権の下限行使価額である115円以下まで推移したことにより、新株予約権の行使がなされず資金調達が進まない状態に陥っておりました。そうした状況のなかで、当社よりEVOLUTION JAPAN証券株式会社（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役社長：ショーン・ローソン）（以下「EJS」といいます。）に2026年6月に相談したところ、同社から第9回新株予約権の取得・消却及び新たな新株予約権発行による資金調達に関する提案を同月に受け、協議を開始いたしました。

EJSの当初の提案は第9回新株予約権を取得・消却した上で、行使価額修正条項付新株予約権（いわゆるMSワラント）を新たに下限行使価額を引き下げたうえで相当規模で発行することによるリファイナンスでしたが、当社は、過去に発行したMSワラントでは株価の下落により結果として当初想定した資金調達額を確保するに至らなかった経緯を有しており、かかる経緯を踏まえ、再度のMSワラントによる調達ではなく、資金調達の蓋然性が高く、かつ、確実な運転資金の確保と財務体質の改善を同時に実現し得る抜本的な資金調達スキームの再検討を要請いたしました。これを受け、EJSより、(i) DESによる新株式の発行、(ii) 種類株式（A種種類株式）の発行及び(iii) 行使価額固定型新株予約権の発行を組み合わせた本スキームの提案を受けました。

当社は、当該提案を基礎として、発行数、払込金額、行使価額その他の諸条件について割当予定先と協議を重ねた結果、本スキームによる資金調達が現時点における当社の財務状況及び資金需要に照らして最も適切であると判断し、その実施を決定いたしました。その後、当社は、DESに係る株式割当予定先及びGADに対して本スキームへの参加を打診し、いずれからも応諾を得ております。

当該検討の過程で、早期の資金調達及び財務基盤の強化が喫緊の課題である当社としては、EVO FUNDが保有する第9回新株予約権の全てを取得及び消却すると同時に本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達スキームは、大規模な希薄化を伴いますが、本新株式の発行により、財務体質の安定性を維持しながら、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができるとともに、DESの手法により当社における借入金残高を圧縮し、自己資本比率を改善させることが可能となり、現時点における最良の選択であると考えております。

また、本新株予約権の発行により新株予約権割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、本新株予約権の発行は必ずしも一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社及び当社既存の株主にとっても、資金調達を全て新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定されます。そのため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられないものの、一定の配慮ができると判断して採用いたしました。

なお、本株式第三者割当及び本新株予約権第三者割当は有利発行に該当します。当社といたしましては既存株主の皆様の株式価値を毀損することなく、企業価値を向上することに配慮しておりますが、当社が2025年8月期までにおいて7期連続して営業キャッシュ・フローが赤字であり、2026年8月期第3四半期においても営業利益の赤字計上が続いており、こうした厳しい財務状況下において、通常の条件（市場株価を基準とした価格）で出資に応じる資金支援先の確保は極めて困難であると考えており、一定の有利発行はやむをえないものと判断しております。当社は資金確保の他の方策として保有ビットコイン売却も検討しましたが、約4年ごとに新規発行量が半減する設計に伴うビットコイン特有の需給変動（価格形成）サイクルの中で2027年春頃まではいわゆる「冬の時代」にある可能性があり、資金不足を埋めるためのビットコイン売却が経済面で大変不利な選択であると当社が考えていること、当社グループがグローバルのビットコイン保有量で世界第38位（<https://bitcointreasuries.net/> が公表するリスト "Top 100 Public Bitcoin Treasury Companies" のデータ（2026年8月9日時点）に基づき、当社にて集計）に位置することで業界内でも一定の存在感を訴求し、有力な業界プレーヤーとの協業機会を獲得できてきたことを踏まえると、保有ビットコインの一部売却によって有望プロジェクトに参画することへの悪影響が想定されます。現時点では

確立された市場が存在しないものの将来的にスケールアップを期待しうる有望領域であるビットコイン領域が成長した際にキャッチアップできず、成熟事業領域であるアパレル事業・エステ事業等を中心に事業展開せざるを得ない状況となり、将来さらなる業績悪化に陥る懸念のあることにより、有利発行による株式希薄化は生じるものの、株主価値のさらなる棄損を回避でき、結果として一般株主の経済的利益に適合することから、当社は保有ビットコインの売却ではなく本第三者割当を選択すべきと考えております。なお、株式割当予定先であるネットプライスの職務執行者である山本和弘は、当社のビットコイン事業を管掌する取締役を兼務しており、一定の経営責任を負う立場にあります。しかしながら、ネットプライスは筆頭株主であるうえに融資先不在の中で当社に巨額の融資を実施している立場で、本第三者割当を通じてさらなる損失リスクをとる立場という他に代替のきかない存在であり、前述の経営責任を理由としてネットプライスを割当予定先から除外すると、当社はネットプライスへの債務返済が困難となり、結果的に株主価値のさらなる棄損を招来しかねません。また、当社の厳しい財務状況下、ダウンスайдリスクが限定され段階的の行使が可能である新株予約権であれば新株予約権割当予定先において限界的に受容可能なリスクの範囲であったところ、本株式第三者割当の金額規模のもとでは通常条件（市場株価を基準とした価格）で出資に応じる資金支援先の確保は極めて困難であり、有利発行に該当する価格条件のもと、中長期で当社に取り組んでいる筆頭株主及び第2位株主のみ引受への同意を得られた経緯があります。そのため、株主価値のさらなる棄損を回避するためには、有利発行に該当する価格条件であっても、ネットプライスに対して本新株式を発行することはやむを得ないものと判断いたしました。以上より、当社はネットプライスに対しての本株式第三者割当には必要性和相当性があるものと考えています。

以上のとおり、資金調達に蓋然性を高める本第三者割当による大規模な希薄化を伴う第三者割当及び有利発行を行うことが現時点における最良の選択であると考えました。

様々な資金調達手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかを主軸に検討を行い、下記「(4)本第三者割当の特徴」に記載の本第三者割当のメリット及びデメリット並びに「(5)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本第三者割当が下記「6 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に必要な資金の調達を一定の期間において高い蓋然性にて実現できることから、総合的な判断により本第三者割当を採用することを決定しました。なお、本第三者割当により現在及び将来における当社発行済株式数の増加が想定されますが、当該発行済株式数の増加が当社株主に及ぼす影響につきましては、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」の記載をご参照ください。

EVO FUNDが保有する第9回新株予約権については、当社の株価が下限行使価額を下回ることもある状況となっており、予定していた資金を適時に調達することが難しくなっていることから、当社による第9回新株予約権の取得日時時点で残存する第9回新株予約権全て（2026年8月20日時点における残存個数：475,201個）を取得する旨の譲渡契約をEVO FUNDと締結し、当社が発行価額で取得後直ちに消却することとし、新たに本新株予約権を発行することといたしました。

第9回新株予約権の取得及び消却費用として8,575千円程度を見込んでおります。

第9回新株予約権の取得及び消却の概要は以下のとおりです。

< 第9回新株予約権の取得消却の内容 >

(1) 取得及び消却する新株予約権の名称	株式会社ANA Pホールディングス第9回新株予約権
(2) 発行新株予約権総数	500,000個（50,000,000株）
(3) 2026年8月20日現在までの行使済新株予約権数	24,799個（2,479,900株）
(4) 取得及び消却する新株予約権数	取得日時点において残存する第9回新株予約権の全て < 参考：2026年8月20日時点における残存個数 > 475,201個（47,520,100株）
(5) 取得価額	取得日時点において残存する第9回新株予約権数に1個当たり取得価額（18円）を乗じた金額 < 参考：2026年8月20日時点における残存個数を前提とした場合の取得価額総額 > 8,553,618円
(6) 取得日及び消却日	取得日：2026年9月7日（予定） 消却日：2026年9月7日（予定）
(7) 消却後に残存する新株予約権の数	0 個

(4) 本第三者割当の特徴

本株式第三者割当においては、株式割当予定先が当社に対して有する本貸付債権の現物出資を受けることにより、現金の支出を要することなく当社の有利子負債を圧縮し、自己資本の増強及び財務基盤の安定化を早期に図ることができます。

また、本新株予約権第三者割当においては、本新株予約権の行使価額は有利発行である50円に固定されており、割当株式数も固定されているため、本新株予約権は調達資金の最大額も固定されております。そのため、資金調達の時期を当社がコントロールできないことや希薄化率の大きさを考慮しても、行使価格設定が有利発行であるため行使がされやすく、2年間の行使期間全体を通じてみると、行使期間内に安定した額の資金調達を行うことが期待できると考えております。

本種類株式第三者割当においては、A種類株式割当予定先が当社に対して有する貸付金債権の現物出資を受けることにより、現金の支出を抑えて当社の有利子負債を圧縮し、自己資本の増強及び財務基盤の安定化を早期に図ることができます。

当社としては、本資金調達は、既存株式の大規模な希薄化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価

の下落等、既存株主の皆様にも多大なる不利益を与えることとなりますが、本資金調達により短期的な運転資金を確保することにより企業継続のための財務基盤を安定させ、収益力の改善を図ることを通して、当グループ全体の企業価値の一層の向上につながると考え、以下に記載するデメリットを上回るメリットがあるものと判断いたしました。

〔メリット〕

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、発行当初から行使価額は原則として固定(行使価額は50円)されており、いわゆるMSワラントのように将来的な市場株価の変動によって行使価額が修正されることはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から固定(第11回新株予約権19,000,000株、第12回新株予約権35,500,000株、合計54,500,000株)されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

資本の増強及び財務内容の改善

本新株式の発行により、財務体質の安定性を維持しながら、DESの手法により当社における借入金残高を圧縮し、自己資本比率を改善することが可能となります。また、本種類株式発行により、金銭債務が削減され、4,000百万円の株式発行により資本が増強されます。これにより当該債務の利息負担を回避でき、財務内容の改善等を通じて当社株主の利益に資するものと考えております。

発行コストの削減

本新株式発行（DES）、本新株予約権及び本種類株式の発行を一度に行うことで、それぞれ個別に複数回の決議・発行の手続きを経るよりも、発行に係るコストを削減することが可能となります。

本新株予約権割当契約上の本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権割当契約において、本新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定です。そのため、当社の事前承認がない限り、新株予約権割当予定先から第三者へは譲渡されません。

本種類株式には議決権及び普通株式への転換権が無いこと

本種類株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができませんので、当社普通株式に係る既存株主が有する議決権には希薄化が生じないことになります。また、本種類株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付されていないため、本種類株式の発行によっても、当社普通株式に係る既存株主が有する議決権に希薄化は生じません。

〔デメリット〕

株価より著しく低い発行価額及び行使価額での本新株式及び本新株予約権を発行することによる、株式割当予定先及び新株予約権割当予定先以外の既存株主の資産価値の大幅な希薄化
当社株式の市場株価からは大幅なディスカウントとなる発行価格及び行使価額での新株式及び本新株予約権の発行となるため、株式割当予定先及び新株予約権割当予定先を除く全ての既存株主の資産価値に大幅な希薄化（ディスカウント発行による理論株価の低下）が生じることになります。

既存株式の希薄化の発生

借入又は社債と異なり、本新株式の発行による新規発行株式数合計72,000,000株（議決権数720,000個）に、全ての本新株予約権が行使された場合に交付される普通株式54,500,000株（議決権数545,000個）を合算した総数は普通株式126,500,000株（議決権数1,265,000個）であり、2026年8月4日現在の当社発行済普通株式総数である46,004,300株（議決権数456,512個）に対して274.97%（議決権総数に対し277.10%）（小数第3位を四捨五入）の希薄化が生じることになります。また、2026年8月21日の発行決議に先立つ6か月以内である2026年3月13日に発行を決議し2026年3月30日付でEVO FUNDに対して割り当てられた第9回新株予約権500,000個（目的となる株式数50,000,000株（議決権500,000個））のうち行使された24,799個（目的となる株式数2,479,900株（議決権数24,799個））を、上記普通株式126,500,000株（議決権数1,265,000個）に合算した総株式数は128,979,900株（議決権数1,289,799個）であり、これを分子として、2026年8月4日現在の当社発行済普通株式総数である46,004,300株（議決権数456,512個）から過去6か月以内に発行された株式総数である2,479,900株（議決権数24,799個）を控除した株式総数である43,524,400株（議決権総数431,713個）を分母とする希薄化率は296.34%（議決権ベースの希薄化率は298.76%）となります。なお、第9回新株予約権については、2026年7月31日時点で24,799個が行使され2,479,900株が交付されましたが、残りの第9回新株予約権の合計475,201個（47,520,100株相当分）は当社が2026年9月7日付で取得し、その後速やかに消却することで、残存する第9回新株予約権はなくなる予定です。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

当初に満額の資金調達ができないこと

本スキームにおいては、本新株式及び本種類株式は、DESの手法により発行されるため、これらの発行により資金調達は行われません。また、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

公募ではなく、第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

不行使期間が存在しないこと

本第三者割当は、短期間における確実な資金調達を優先するため、新株予約権を行使できない期間を当社が任意に設定できるといった設計とはしていません。したがって、株価の下落局面における新株予約権割当予定先による権利行使を当社がコントロールすることは困難です。

割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先のうちEVO FUND及びGADの当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることが

ら、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。そのため、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

配当金・残余財産に関する優先権

本種類株式の配当金の支払い及び残余財産の分配は、当社普通株式の配当金の支払い及び残余財産の分配に優先するため、仮に当社の配当原資や残余財産に不足が生じた場合、当社普通株式に係る既存株主は配当金及び残余財産の分配を受領できない可能性があります。

(5) 他の資金調達方法

新株式発行による増資

(a) 公募増資

現在の当社の企業規模及び財務状況に鑑みると、現時点で公募増資の引受手となる証券会社は存在せず、公募増資は今回の資金調達方法の選択肢とはなりませんでした。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。株主割当増資であれば、当社普通株式の市場価格からは大幅なディスカウントとなる発行価格であっても、既存株主が保有する株式価値の実質的な希薄化を回避できる可能性はございますが、需給悪化による株価への影響は大きいと考えられ、結果として株価が発行価額を下回った場合は資金調達も進まないため、資金調達の蓋然性が低いと判断しました。これらの点を考慮の上、早期の資金調達及び財務基盤の強化が急務である当社においては、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(c) 新株式又は新株予約権のみの第三者割当増資

一般的な新株式のみの第三者割当では、希薄化が一度に生じるうえ、現在の当社の財務状況に鑑みて当社が必要とする資金全額の引受先を確保することは困難です。他方において新株予約権のみの第三者割当では資金調達の額及び時期について不確実性があるとともに、株式流動性や株価に重大な影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権付社債（MSCB含む。）

新株予約権付社債は、発行時に払込金額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点がありますが、その代わりに全額の転換が完了するまでの間新株予約権付社債の保有者が発行会社のクレジットリスクを負担することになるため、その引受先は限られます。今回は、新株予約権付社債によって、当社が必要とする資金を十分に調達できる提案を受けておりません。また、割当予定先からも本第三者割当と同等のタイミング、規模にて新株予約権付社債を引き受けることはできない旨を聞いております。

新株予約権無償割当てによる増資

コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績も乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない中、現在の当社の財務状況に鑑みると引受手となる証券会社は存在せず、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間に於いて経常赤字を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。また、新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主への無償割当てについては、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、また、株主の皆様が投資行動によっては調達する資金の額が想定を下回るおそれがあるなか、当社株主は多数に及んでおり、さらに直近の当社の業績に鑑みると、既存株主の皆様のご理解を得ることは難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することとしました。

借入れ・社債・劣後債のみによる資金調達

借入れ、社債又は劣後債のみによる資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性がさらに低下しますし、現状の当社の財務状況に鑑みて、割当予定先以外の候補を見つけることは困難であると考えます。

行使価額修正条項付新株予約権

行使価額修正条項付新株予約権は株価動向によっては、当該新株予約権の行使が十分にされず当社が必要とする資金を十分に調達できない可能性があり、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第11回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
- (2) 第11回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第11回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 第11回新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該第11回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記(2)の口座に入金された日に発生します。
- (4) 上記の規定に基づき、第11回新株予約権の行使請求が行われた場合、当社は、第11回新株予約権者に対し、第11回新株予約権割当契約及び第11回新株予約権の発行要項に基づき第11回新株予約権者の第11回新株予約権の行使請求が可能である場合には、第11回新株予約権の行使を拒否することができません。

3. 新株予約権証券の不発行

当社は、第11回新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

- 4．社債、株式等の振替に関する法律の適用等
該当事項はありません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行新株予約権証券（第12回新株予約権証券）】

(1) 【募集の条件】

発行数	355,000個（新株予約権 1 個につき普通株式100株）
発行価額の総額	3,550円
発行価格	新株予約権 1 個につき0.01円 （新株予約権の目的である普通株式 1 株につき0.0001円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	2026年 9 月30日（水）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ANA Pホールディングス 財務部 東京都港区南青山四丁目20番19号
払込期日	2026年 9 月30日（水）
割当日	2026年 9 月30日（水）
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 渋谷支店

- (注) 1. 第12回新株予約権については、2026年 8 月21日付の当社取締役会において発行を決議しておりますが、その発行については、本臨時株主総会において、本第三者割当及び大規模な希薄化を伴う第三者割当に関する議案並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）が承認されることなどを条件としております。なお、本新株式及び本新株予約権の発行は、有利発行に該当するものと判断し、本臨時株主総会において、有利発行の承認（特別決議）を得ることといたしました。
2. 申込み及び払込みの方法は、2026年 8 月24日付で、EVO FUND（Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）（以下「EVO FUND」といい、GADと併せて、個別に又は総称して「新株予約権割当予定先」といい、株式割当予定先及びA種種類株式割当予定先と総称して「割当予定先」といいます。）との間で第12回新株予約権の割当契約（以下「第12回新株予約権割当契約」といいます。）を締結した上で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に新株予約権割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 第12回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 第12回新株予約権の振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は普通株式の1単元を100株とする単元株式制度を採用している。）
新株予約権の目的となる株式の数	第12回新株予約権の目的である株式の総数は35,500,000株（第12回新株予約権1個当たり100株（以下「割当株式数」という。））とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第12回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第12回新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率 その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	1．第12回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各第12回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。 2．第12回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、50円とする。 3．行使価額の修正 行使価額の修正は行わない。 4．行使価額の調整 (1) 当社は、第12回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式} + \text{交付普通株式}}$ (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 当社普通株式を新たに交付する場合（但し、本新株予約権と同日に発行する新株式及び当社の役職員に対して譲渡制限付株式報酬として当社普通株式を交付する場合、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（第11回新株予約権及び当社の役職員に対して交付されるストックオプションを除く。）若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。 但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

新株予約権の行使時の 払込金額	当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 本号乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の認を条件としているときは、本号乃至の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第12回新株予約権を行使した第12回新株予約権に係る新株予約権者（以下「第12回新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。 $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。 (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.01円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。 (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。 0.01円未満の端数を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。 (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第12回新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,775,003,550円 （注）別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場合には、第12回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第12回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、第12回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第12回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第12回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第12回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 第12回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2026年10月1日から2028年10月2日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 第12回新株予約権の行使請求の受付場所 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 2. 行使請求の取次場所 当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社りそな銀行 渋谷支店
新株予約権の行使の条件	第12回新株予約権の一部行使はできない。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	第12回新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、第12回新株予約権割当契約において、第12回新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本第三者割当により資金調達をしようとする理由

上記「4 新規発行新株予約権証券（第12回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1. 本第三者割当により資金調達をしようとする理由」を参照。

2. 第12回新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第12回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
- (2) 第12回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第12回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 第12回新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該第12回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記(2)の口座に入金された日に発生します。
- (4) 上記の規定に基づき、第12回新株予約権の行使請求が行われた場合、当社は、第12回新株予約権者に対し、第12回新株予約権割当契約及び第12回新株予約権の発行要項に基づき第12回新株予約権者の第12回新株予約権の行使請求が可能である場合には、第12回新株予約権の行使を拒否することができません。

3. 第12回新株予約権に係る株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該第12回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は、第12回新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

第12回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、第12回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

5. 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、ネットプライス事業再生合同会社及びEVO FUNDは、第9回新株予約権発行に伴い締結した貸株契約の内容を変更し、本新株予約権の円滑な行使のため、ネットプライス事業再生合同会社のEVO FUNDへの貸株を継続する予定です（契約期間：2026年3月13日～2028年10月9日、貸借株数（上限）：3,700,000株、貸借料：年率0%、担保：無し。）。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

6 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,725,005,450	73,100,000	2,651,905,450

- (注) 1. 本株式第三者割当は、金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはございません。また、本種類株式第三者割当は、払込金額全額について債務の株式化（DES）の手法を採用するため、金銭による払込みはなく、DESの対象となる4,000,000,000円分の当社の負債が減少することになります。
2. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額5,450円（第11回新株予約権1,900円、第12回新株予約権3,550円）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額2,725,000,000円（第11回新株予約権950,000,000円、第12回新株予約権1,775,000,000円）を合算した金額であります。
3. 発行諸費用の概算額は、有価証券届出書の作成費用、割当予定先の調査費用、本株式、本新株予約権、本種類株式に係る評価費用及び登記に係る登録免許税、本臨時株主総会の開催に係る費用並びに弁護士費用等の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額並びに差引手取概算額は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

(2) 【手取金の使途】

本株式第三者割当及び本種類株式第三者割当は、金銭以外の財産の現物出資によるものであり、金銭による払込みはないため、手取額はありません。

本新株予約権の発行及び新株予約権割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計約2,652百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

< 本新株予約権による調達資金の使途 >

具体的な使途	金 額（百万円）	支出予定時期
第8回無担保普通社債の償還	800	2026年10月～2027年6月
長期借入金返済（ネットプライス事業再生合同会社）	975	2026年10月～2027年8月
当社における運転資金	400	2026年10月～2028年8月
当社子会社（株式会社ANA P）における運転資金	350	2026年10月～2028年8月
当社子会社（株式会社AEL）における運転資金	100	2026年10月～2028年8月
当社子会社（株式会社ANA Pライトニングキャピタル）における運転資金	27	2026年10月～2028年8月
合計	2,652	-

- (注) 1. 調達した資金は、実際の支出まで当社が当社銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。
2. 資金調達額や調達時期は、本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその金額については、変更される可能性があります。
3. 段階的に調達した資金は、〃〃〃〃〃の優先順位で充当する予定です。但し、〃は期限前一部返済であるため貸付人との協議により返済を留保し〃を優先させる可能性があります。

上記に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

第8回無担保普通社債の償還

当社は2025年10月29日発行決議、同年12月15日発行の第8回無担保普通社債（発行価額：1,950百万円、償還期日：2027年6月2日、利率：年率0.0%、割当予定先：EVO FUND）を2026年10月から2027年6月の間に、第12回新株予約権が行使された都度、繰上償還いたします。

長期借入金の返済（ネットプライス事業再生合同会社）

当社は、2025年12月23日付の「資金調達に関するお知らせ」のとおり、ネットプライス事業再生合同会社を貸付人とした極度貸付契約書の締結（以下「シリーズ2 極度貸付」といいます。）により借入限度額70億円の資金調達を実施し、2026年2月18日付の「資金調達及び借入金の期限前返済に関するお知らせ」のとおり、当該借入限度額を90億円に拡大し、さらに、2026年6月18日付の「資金調達及び借入金の期限前返済に関するお知らせ」のとおり、借入限度額を100億円に拡大するとともに、M&A資金、投資事業資金使途のための極度貸付契約書の締結（以下「シリーズ3 極度貸付」といいます。）により借入限度額30億円の資金調達を実施しました。同社からの借入金残高は2026年7月31日時点で「シリーズ2 極度貸付」の69.15億円（「シリーズ3 極度貸付」は未利用）です。「シリーズ2 極度貸付」に基づく長期借入の概要は、次のとおりです。

借入人	株式会社ANA Pホールディングス
貸付人	ネットプライス事業再生合同会社

借入限度額	金100億円（2026年6月18日付で変更）
用途	一般運転資金、投資事業資金（ANA Pライトニングキャピタルへの転貸資金）及び借入金の返済資金
金利	2 %固定
契約日	2025年12月22日（2026年6月18日変更）
借入開始日	2025年12月23日
最終返済期限	2027年8月31日

「シリーズ3 極度貸付」に基づく長期借入の概要は、次のとおりです。

借入人	株式会社ANA Pホールディングス
貸付人	ネットプライス事業再生合同会社
借入限度額	金30億円
用途	M&A資金及び投資事業資金（ANA Pライトニングキャピタルへの転貸資金）
金利	2 %固定
契約日	2026年6月18日
借入開始日	2026年6月18日
最終返済期限	2028年8月31日

本資金調達で調達する資金のうち「(2) 手取金の使途 長期借入金返済（ネットプライス事業再生合同会社）」に記載の金額（9.75億円）については、当社が現在ネットプライス事業再生合同会社から借り入れている長期借入金である69.15億円（2026年7月31日時点）に2026年9月30日までに予定されている追加借入4億円を加えた73.15億円のうち、本株式及び本種類株式のDESのために現物出資する金額（58.5億円）と最終返済期限において貸付人による再貸付（ロールオーバー）に応じて頂けるご意向を確認済みの金額（5億円）を控除した金額を若干（0.1億円）上回る金額として設定しており、同金額分の返済に充当する予定です。これにより、借入金への依存度を軽減し、中長期的により安定した財務運営を可能とすることを目指しております。

長期借入金の返済は、新株予約権の行使状況に応じて段階的に実施する予定であり、資金調達の進捗に合わせて柔軟に対応いたします。万が一、返済計画に変更が生じた場合には、速やかに開示等を通じてお知らせいたします。

当社における運転資金当社は上場持株会社としての子会社経営管理、グループ経営管理（シェアードサービス）、グループ事業ポートフォリオの再構築、上場維持等を担っており、様々な業務分野の知見を有する人員を維持している関係で経費が恒常的に発生いたします。2026年10月から2028年8月にかけ、総額800百万円の支出を予定しており、本新株予約権の行使による調達額のうち400百万円を当該資金使途へ充当することを見込んでおります。

当社子会社（株式会社ANA P）における運転資金

株式会社ANA Pは過去からの業績不振に伴う売上減少によるキャッシュ・フローの悪化や、家賃や人件費等の

固定的支出を賄うための運転資金需要が生じており、加えて、事業規模を回復、拡大させるための既存店改修費及び新規出店費用等の資金を必要としております。当該支払は2026年10月～2028年8月に行われることを見込んでおり、事業経費、商品仕入等の運転資金として必要な手許運転資金200百万円、既存店舗改修費80百万円、新規出店費用100百万円の合計380百万円を使途とする予定です。本新株予約権の行使による調達額のうち合計350百万円を当該資金使途へ充当することを見込んでおります。

当社子会社（株式会社AEL）における運転資金

株式会社AELはエステ事業を行うことを目的として2025年2月1日に設立され、2025年5月1日より営業を開始

しております。当事業は5店舗を運営中ですが、不採算店舗の閉鎖、人員削減効果により財務体質改善が進んでおり、新たな施術サービスの提供を開始することにより更なる財務体質改善を計画しております。運転資金として2026年10月～2028年8月における運転資金として、新たな機器の購入、店舗一部改装費用として700百万円、必要手許資金として80百万円の合計150百万円を見込んでおります。本新株予約権の行使による調達額のうち合計100百万円を当該資金使途へ充当することを見込んでおります。

当社子会社（株式会社ANA Pライトニングキャピタル）における運転資金

株式会社ANA Pライトニングキャピタルは投資事業を行う事を目的として2025年2月1日に設立され、主にビ

ットコイン事業を行っております。同社の従業員は全員当社と兼務するなど販売管理費の抑制に努めておりますが当社が人件費及び立替費用の負担分を請求することで一定の販売管理経費は発生するため、運転資金として2026年10月～2028年8月に運転資金として120百万円を使途する予定です。本新株予約権の行使による調達額のうち合計27百万円を当該資金使途へ充当することを見込んでおります。

< 前回の資金調達における資金使途 >

当社が、2026年3月13日開催の当社取締役会で決議した第三者割当により発行された第9回新株予約権（以下「前回増資」といいます。）による資金使途への充当状況は、以下のとおりです。なお、「短期借入金返済（ネットプライス事業再生合同会社）」の未充当分については、本種類株式及び本新株式の発行に伴うDESで相当部分の返済を行い、「ビットコイン事業資金」については、シリーズ3 極度貸付による借入金を充当する予定です。なお、前記「4 新規発行新株

予約権証券（第11回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1．（3）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、第9回新株予約権は取得消却の予定です。

（第9回新株予約権発行により調達した資金の充当状況）（2026年8月21日現在）

具体的な使途	充当予定額 （百万円）	実際の調達 額（百万 円）	充当額 （百万円）	支出時期
第8回無担保普通社債の償還	1,100	366	300	2026年3月～2026年7月
短期借入金返済（ネットプライス事業再生合同会社）	4,988	0	0	
ビットコイン事業資金	5,370	0	0	
合計	11,458	366	300	

第 2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

前記「第1 募集要項 1 新規発行株式（注）1 . 」に記載のとおり、当社は、本新株式及び本新株予約権と同時に本種類株式を発行します。本種類株式の発行に際して、当社は2026年8月24日付で関東財務局長に臨時報告書を提出いたしました。本種類株式の内容等の詳細は当該臨時報告書に記載しており、当該臨時報告書の内容は、後記「第三部 追完情報 2 . 臨時報告書の提出について（2026年8月24日提出の臨時報告書）」にも記載しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係

ネットプライス事業再生合同会社

a．割当予定先の概要	名称	ネットプライス事業再生合同会社	
	本店の所在地	東京都千代田区六番町15番2号	
	代表者の役職及び氏名	代表社員 フルグルパートナーズ合同会社 職務執行者 山本 和弘	
	資本金	1百万円	
	事業の内容	有価証券の運用、投資、販売、保有 等	
	主たる出資者及びその出資比率	フルグルパートナーズ合同会社：99.99%	
b．提出者と割当予定先との関係 (2026年7月31日現在)	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	12,099,100株(2026年8月4日時点)
	人事関係	同社の代表社員であるフルグルパートナーズ合同会社の職務執行者並びに同社の出資者であるフルグルパートナーズ合同会社の代表社員である山本和弘は、当社取締役副社長を兼務しています。	
	資金関係	当社は、2025年12月1日付で、同社に800百万円の新株予約権付社債(潜在株式数1,500,938株)を割り当てております。	
	技術又は取引等関係	当社と同社との間で、2025年12月22日付で借入限度額7,000百万円の極度貸付契約書を締結し、2026年2月18日付で借入限度額を90億円に拡大変更合意し、2026年6月18日付で借入限度額を100億円に拡大変更合意しており、同社に対して8,666百万円の借入残がありました。ただし、当該借入残のうち、1,750百万円に係る貸金債権については、2026年7月17日付で合同会社四谷デジタルイノベーターズに対して譲渡しています。したがって、現在の借入残高は6,915百万円となります。	

(注) 別途記載のある場合を除き、2026年8月21日現在におけるものです。

合同会社四谷デジタルイノベーターズ

a．割当予定先の概要	名称	合同会社四谷デジタルイノベーターズ
	本店の所在地	東京都新宿区四谷三栄町1番1号
	代表者の役職及び氏名	代表社員 吉谷 寛之
	資本金	1百万円
	事業の内容	ITコンサルティング業務
	主たる出資者及びその出資比率	吉谷寛之：100%

b．提出者と割当予定先との間の関係 (2026年7月31日現在)	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	10,320,900株(2026年8月4日時点)
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		当社代表取締役社長である川合林太郎が代表社員を務めるフルグル合同会社は、四谷デジタルイノベーターズに対して、1,750百万円を貸し付けています。
		技術又は取引等関係	当社と同社との間で2026年7月17日付で借入限度額1,750百万円の極度貸付契約書を締結しており、同社に対して1,750百万円の借入残があります。なお、当該金銭債権はネットプライスにより当社に貸し付けられた金銭債権がネットプライスと四谷デジタルイノベーターズの間の2026年7月17日付債権譲渡契約書に基づき四谷デジタルイノベーターズに譲渡されたものです。

(注) 別途記載のある場合を除き、2026年8月21日現在におけるものです。

GAD有限責任事業組合

a．割当予定先の概要	名称		GAD有限責任事業組合 (ジーエーディーユウゲンセキニンジギョウクミアイ)
	所在地		東京都千代田区麹町一丁目8番地 JFNセンター5階
	出資額		100,000円
	組成目的		有価証券の運用、投資、売買、保有、等
	主たる出資者及びその出資比率		立川光昭 50%、清水誠 50%
	業務執行組合員又はこれに類する者	氏名	代表組合員 立川 光昭
		住所	東京都中央区
		職業	会社役員
b．提出者と割当予定先との間の関係 (2026年7月31日現在)	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	5,200,000株(2026年8月4日時点)
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		該当事項はありません。
	技術又は取引等関係		該当事項はありません。

c. 提出者と割当 予定先の代表 組合員との間 の関係 (2026年7月31日 現在)	出資関係	当社が保有している割当予定先の代表組合員の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先の代表組合員が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係		GADの代表組合員である立川光昭は、2024年10月3日から2025年3月31日まで当社取締役会長を、2025年3月31日から2025年10月20日まで株式会社ANAP取締役を、それぞれ務めておりました。
	資金関係		該当事項はありません。
	技術又は取引等関係		該当事項はありません。

(注) 別途記載のある場合を除き、2026年8月21日現在におけるものです。

EVO FUND

a. 割当予定先の 概要	名称	EVO FUND (エボ ファンド)
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
	国内の主たる事務所の責任者の 氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりとなっております。 EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
	資本金	払込資本金：1米ドル 純資産：約226.6百万米ドル(2026年4月30日現在)
	事業の内容	ファンド運用 投資業
	主たる出資者及びその出資比率	議決権：100% Tiger Holdings Ltd. (Tiger Holdings Ltd. の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有)
b. 提出者と割当 予定先との間 の関係 (2026年7月31日 現在)	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	割当予定先は、第8回無担保社債800百万円並びに第9回新株予約権及び普通株式3,700,000株を保有しています(2026年8月4日時点)。なお、「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等(注)1.(3) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、第9回新株予約権は取得及び消却される予定です。また、過去に第8回新株予約権を340,000個割り当てています。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 別途記載のある場合を除き、2026年8月21日現在におけるものです。

(2) 割当予定先の選定理由

ネットプライス

当社は、株式割当予定先かつA種種類株式割当予定先であるネットプライスに対し、本新株式発行(DES)及び本種類株式第三者割当について打診したところ、当社の財務健全化に資するものであるとの理解のもとネットプライスより快諾をいただき、検討の結果、ネットプライスに新株式及び本種類株式を割当てることといたしました。また、ネットプライスは当社の主要株主であり当社の企業価値を高めることに関して方針が一致しており、当社の企業価値向上に資する割当予定先であると考えられること、本新株式及び本種類株式を発行して当社の財務健全化を行うことが当社にとって最善と判断いたしました。

四谷デジタルイノベーターズ

当社は、株式割当予定先である四谷デジタルイノベーターズに対し、本新株式発行(DES)について打診したところ、当社の財務健全化に資するものであるとの理解のもと四谷デジタルイノベーターズより快諾をいただき、検

討の結果、四谷デジタルイノベーターズに新株式を割当てることといたしました。また、四谷デジタルイノベーターズは当社の主要株主であり当社の企業価値を高めることに関して方針が一致しており、当社の企業価値向上に資する割当予定先であると考えられること、本新株式を発行して当社の財務健全化を行うことが当社にとって最善と判断いたしました。

GAD

当社は、新株予約権割当予定先であるGADに対し、本新株予約権発行について打診したところ、本新株予約権の行使が当社の中長期的な事業成長及び企業価値向上に資するものであるとの理解のもとGADより快諾をいただき、検討の結果、GADに本新株予約権を割当てることといたしました。また、GADは当社の主要株主であり当社の企業価値を高めることに関して方針が一致しており、当社の企業価値向上に資する割当予定先であると考えられること、当社株式が売却されたとしても、新株予約権の行使によって調達した資金は各資金使途に充当されるものであり、当該売却が企業価値を棄損することにはつながらないことから、本新株予約権を発行して当社の財務健全化を行うことが当社にとって最善と判断いたしました。

EVO FUND

当社は、「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券（第11回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1.（3）資金調達方法の選択理由」に記載したとおり、第9回新株予約権の行使が進まず、EJSに新たな資金調達手法を相談する中で、同社から第9回新株予約権の取得・消却及び本新株予約権による資金調達に関する提案を2026年6月に受けました。同社から提案を受けた資金調達手法の内容を当社内において協議、検討した結果、本第三者割当が、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。また、上記の本第三者割当のメリット・デメリットを勘案の上、EJSと協議した結果、既存株主の株式価値希薄化への配慮から、本第三者割当による資金調達方法が最良の選択肢であり、同様のスキームによる投資実績を有していること等から、EVO FUNDが割当予定先として適当であるとの結論に至ったため、本新株予約権の割当予定先としてEVO FUNDを選定いたしました。

また過去にEVO FUNDとの間で、2025年10月29日に第8回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第8回無担保普通社債（少人数私募）の割当契約を締結し、2026年3月13日に第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の割当契約を締結する等、EVO FUNDは、過去に複数回にわたって当社の割当先として割当てを受けた実績があります。

EVO FUNDは、上場株式への投資を主たる目的として2006年12月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、複数の第三者割当の方法による新株予約権増資案件において、本新株予約権と同様の手法を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、上場会社の資金調達に寄与した案件が多数あります。EVO FUNDは、マイケル・ラーチ氏以外の出資者はおりません。

EVO FUNDの関連会社であるEJSが、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EJSは英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド（住所：Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands、代表取締役：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）の100%子会社であります。

（注）本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEJSのあっせんを受けて、EVO FUNDに対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

（3）割り当てようとする株式の数

割当予定先の名称	割当株式数及び割当新株予約権数
ネットプライス	本新株式 37,000,000株
四谷デジタルイノベーターズ	本新株式 35,000,000株
GAD	第11回新株予約権 190,000個(その目的となる株式 19,000,000株)
EVO FUND	第12回新株予約権 355,000個(その目的となる株式 35,500,000株)

（注）「第1 募集要項 1 新規発行株式（注）1.」に記載したとおり、当社はネットプライスに対して、本種類株式10,000,000株を第三者割当により発行する予定です。

（4）株券等の保有方針

ネットプライス

株式割当予定先であるネットプライスは、本新株式について、基本的な方針として、中長期的に保有する意図をもって引き受ける旨を本株式第三者割当に係る割当契約により確認する予定です。

また、当社は、株式割当予定先であるネットプライスから、払込期日から2年間に於いて、同社が本第三者割当により取得した当社普通株式及び本種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、株式割当予定先であるネットプライスから払込期日までに確約書を取得する予定であります。

四谷デジタルイノベーターズ

株式割当予定先である四谷デジタルイノベーターズは、本新株式について、基本的な方針として、中長期的に保有する意図をもって引き受ける旨を本株式第三者割当に係る割当契約により確認する予定です。

また、当社は、株式割当予定先である四谷デジタルイノベーターズから、払込期日から2年間に於いて、同社

が本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、株式割当予定先である四谷デジタルイノベーターズから払込期日までに確約書を取得する予定であります。

GAD

第11回新株予約権割当予定先であるGADは、純投資を目的としており、第11回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を短期間で譲渡する可能性があり、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を当社取締役経営管理本部長である根岸良直が口頭にて確認しております。

また、第11回新株予約権割当契約において、新株予約権割当予定先による本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。GADから本新株予約権の全部又は一部について、譲渡したい旨の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の実態、本新株予約権の行使に係る払込原資の確認及び本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に、当社取締役会で承認するものとし、承認が行われた場合には、その旨を開示いたします。GADとは、現時点において本新株予約権を譲渡する予定はない旨を当社取締役経営管理本部長である根岸良直が口頭で確認しております。

EVO FUND

第12回新株予約権割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、第12回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を当社取締役経営管理本部長である根岸良直が口頭にて確認しております。

また、第12回新株予約権割当契約において、新株予約権割当予定先による本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。EVO FUNDから本新株予約権の全部又は一部について、譲渡したい旨の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の実態、本新株予約権の行使に係る払込原資の確認及び本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に、当社取締役会で承認するものとし、承認が行われた場合には、その旨を開示いたします。EVO FUNDとは、現時点において本新株予約権を譲渡する予定はない旨を当社取締役経営管理本部長である根岸良直が口頭で確認しております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

ネットプライス

本新株式発行（DES）は、全株式を払込に代えてDESの方法によりしますので、金銭による払込みはありません。

なお、現物出資の目的となる財産は、当社に対して有する金銭債権であることから、当社におきましても当該財産の実在性及びその残高につき、当社の会計帳簿により確認いたしました。

四谷デジタルイノベーターズ

本新株式発行（DES）は、全株式を払込に代えてDESの方法によりしますので、金銭による払込みはありません。

なお、現物出資の目的となる財産は、当社に対して有する金銭債権であることから、当社におきましても当該財産の実在性及びその残高につき、当社の会計帳簿により確認いたしました。

GAD

当社は、GADの保有財産の裏付けをGADに確認したところ、2026年7月30日現在の銀行口座の取引明細の提示を受けました。当該銀行口座の取引明細から把握できる資金残高は第11回新株予約権の行使に要する資金の総額に不足しているものの、かつてGADが日本製麻株式会社（東証スタンダード3306）の主要株主であった際に友好的な主要株主として面識を持った関係にあるLEOMO, inc（本店所在地：3200 Carbon Place Suite 100, Boulder, CO USA 80301）からの借入金によって充当する旨の説明を受け、LEOMO, inc の2026年7月30日現在の証券口座の写し並びに当該借入に係る極度貸付金銭消費貸借契約書（貸主：LEOMO, inc、極度額：200,000,000円、返済期限：2030年8月31日、利率：年1%）の写しの提示を受けました。貸主LEOMO, inc が極度額を上回る金融資産（国内上場株式）を保有しており、当該金融資産の市場売却により確保する資金をもってGADに融資することで第11回新株予約権の行使に要する資金の総額を確保して第11回新株予約権の行使をすることを、GADの組合員である清水誠氏より当社は説明を受けました。

加えて、本新株予約権の行使にあたっては、新株予約権割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社普通株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、本新株予約権の行使に要する資金は十分であると判断しております。

EVO FUND

第12回新株予約権割当予定先であるEVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2026年5月29日時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、本新株予約権の割当日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額並びに本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、新株予約権割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社普通株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定さ

れているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、新株予約権割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

また、新株予約権割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上述のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を新株予約権割当予定先の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額並びに本新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

(6) 割当予定先の実態

ネットプライス

当社は、ネットプライスについて、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、ネットプライスが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、ネットプライスには、本株式第三者割当に係る割当契約において、反社会的勢力との間に一切の関係がない旨を表明保証していただく予定です。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（住所：東京都目黒区上目黒4丁目26番4号、代表取締役：中村勝彦）にネットプライス並びにその役員及び主要株主について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年7月15日、ネットプライス並びにその役員及び主要株主に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社はネットプライスについては、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

四谷デジタルイノベーターズ

当社は、四谷デジタルイノベーターズについて、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、四谷デジタルイノベーターズが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、四谷デジタルイノベーターズには、本株式第三者割当に係る割当契約において、反社会的勢力との間に一切の関係がない旨を表明保証していただく予定です。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（住所：東京都目黒区上目黒4丁目26番4号、代表取締役：中村勝彦）に四谷デジタルイノベーターズ並びにその役員及び主要株主について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年7月15日、四谷デジタルイノベーターズ並びにその役員及び主要株主に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は四谷デジタルイノベーターズについては、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

GAD

当社は、GADについて、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、GADが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、GADには、第11回新株予約権割当契約において、反社会的勢力との間に一切の関係がない旨を表明保証していただく予定です。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（住所：東京都目黒区上目黒4丁目26番4号、代表取締役：中村勝彦）にGAD並びにその役員及び主要株主について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年7月15日、GAD並びにその役員及び主要株主に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社はGADについては、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

EVO FUND

当社は、EJSにより紹介された割当予定先並びに間接的にその持分の100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、EVO FUNDには、第12回新株予約権割当契約において、反社会的勢力との間に一切の関係がない旨を表明保証していただく予定です。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（住所：東京都目黒区上目黒4丁目26番4号、代表取締役：中村勝彦）にEVO FUND並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年7月15日、EVO FUND、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社はEVO FUND、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、EVO FUND、その役員及び主な出資者が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書を取引所に提出しております。

(7) 特定引受人に関する事項

該当事項はございません。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権及び本種類株式には譲渡制限は付されていません。但し、本新株予約権割当契約及び本種類株式割当契約において、本新株予約権及び本種類株式割当契約の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

上記のとおり、当社における資金繰りの状況は喫緊の課題となっており、財政基盤を安定させることが急務となっており、蓋然性の高い運転資金の確保が必要なため本資金調達が必要と考えております。

そのような中、「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券（第11回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1.（3）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、蓋然性の高い資金調達的手段として、株式割当予定先及び新株予約権割当予定先と複数回協議した上で当社にて検討した結果、本新株式、本新株予約権及び本種類株式の発行により、財務体質の安定性を維持しながら借入金残高を圧縮し、資金需要に応じた資金の調達を早期に実現し、当社の事業の発展のために資金を投じることができる可能性が高いと判断したため、かかる提案を受け入れることとしました。

本スキームは、発行価格が50円の本新株式及び発行価格が400円の本種類株式の発行と、行使価額が50円に固定された本新株予約権を組み合わせたものです。本新株式及び本種類株式の発行価格並びに本新株予約権の行使価額は最近の当社株価水準と比較すると大幅なディスカウントとなります。しかしながら、当社としては、以下の理由に基づき、本新株式及び本種類株式の発行価格及び本新株予約権の行使価額に合理性があるものと判断しております。

本新株式

ア. 払込金額の具体的な内容

当社は、本第三者割当について割当予定先と協議する中でネットプライスから、本第三者割当で発行される本新株式の価額は本新株予約権の行使価格と同一であるべきという理由により50円とすることが引受の条件である旨の説明を受けました。その後本第三者割当についてかかる説明とともに四谷デジタルイノベーションズとも協議したところ、ネットプライスの意向と同じ意向である旨の説明を受けました。当社としても、早期の財務基盤の強化を要する現在の当社の状況を考慮すると本新株式の発行を行うことで直ちに当社の財務体質の改善につながると考えていたところ、株式割当予定先の上記提案を受け入れることが唯一かつ最善的手段であると判断し、本新株式の発行価額を50円といたしました。なお、本新株式の発行価格50円は、本新株式割当予定先に特に有利な金額に該当するものと判断しており、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日（2026年8月20日）における当社普通株式の終値113円に対して55.8%（小数第2位以下を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算について同様に計算しております。）のディスカウント、同直前取引日までの直近1か月間の当社普通株式の終値の平均値103円（小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。）に対して51.5%のディスカウント、同直近3か月間の当社普通株式の終値の平均値107円に対して53.3%のディスカウント、同直近6か月間の当社普通株式の終値の平均値147円に対して66.0%のディスカウントとなります。

なお、株式割当予定先であるネットプライスの職務執行者である山本和弘は、当社のビットコイン事業を掌管する取締役を兼務しており、一定の経営責任を負う立場にあります。しかしながら、ネットプライスは筆頭株主であるうえに融資先不在の中で当社に巨額の融資を実施している立場で、本第三者割当を通じてさらなる損失リスクをとる立場という他に代替のきかない存在であり、前述の経営責任を理由としてネットプライスを割当予定先から除外すると、当社はネットプライスへの債務返済が困難となり、結果的に株主価値のさらなる棄損を招来しかねません。また、当社においては、継続的な営業赤字からの脱却が容易ではない環境下において、加えて同社からの借入金相当額に上っている状態で、DESとしての本新株式と本種類株式の発行による有利子負債の削減が、当社の財務基盤を抜本的に改善しうるものと考えております。なお、当社の厳しい財務状況下、ダウンサイドリスクが限定され段階的行使が可能である新株予約権であれば新株予約権割当予定先において限界的に受容可能なリスクの範囲であったところ、本株式第三者割当の金額規模のもとでは通常の条件（市場株価を基準とした価格）で出資に応じる資金支援先の確保は極めて困難であり、有利発行価格のもとで中長期で当社に取り組んでいる筆頭株主及び第2位株主でのみ引受への同意を獲得できた経緯があります。このような必要性和相当性を考慮した上で、本資金調達に係る意思決定に際しては、本新株式の発行に関して特別の利害関係を有する山本氏が本新株式の発行に係る取締役会における審議及び決議に加わらないように発行手続きの公正性を担保しました。したがって、当社としては、本新株式の発行について、必要性和相当性があるものと判断しております。

イ. 第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、株式割当予定先との協議及び交渉の結果を踏まえて本新株式の払込金額を決定するに際して、また、本臨時株主総会における株主の皆様の議決権行使のご参考のために、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（本社：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本頭三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に対して、当社株式の株式価値算定の提出を依頼しました。なお、第三者算定機関である赤坂国際会計は、当社及び割当予定先の関連当事者には該当せず、本第三者割当に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

赤坂国際会計は、当社株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的に採用される手法である市場株価平均法、及びDCF法の各算定方法を採用し、当社株式の株式価値の算定を行い、当社は、赤坂国際会

計から2026年8月20日付で、株式価値算定報告書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を取得しております。本株式価値算定書によれば、各手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法:103円から147円

DCF法:48円から59円

市場株価平均法では、本第三者割当に係る当社取締役会決議日の前営業日である2026年8月20日を算定基準日として、当社株式の基準日終値113円、直近1か月間の終値の単純平均値103円、直近3か月間の終値の単純平均値107円及び直近6か月間の終値の単純平均値147円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を103円~147円と算定しております。

DCF法では、当社が作成した2026年8月期から2030年8月期までの5期分の事業計画における財務予測、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年8月期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を48円~59円と算定しております。前提の財務予測に利用した5か年の当社の連結事業計画は、2026年8月期の売上高2,249百万円、営業損失1,858百万円、2027年8月期の売上高2,560百万円、営業損失710百万円、2028年8月期の売上高2,762百万円、営業損失328百万円、2029年8月期の売上高3,354百万円、営業利益97百万円、2030年8月期の売上高3,655百万円、営業利益231百万円となっており、事業計画のうち主な増加要因はアパレル事業で、2026年8月期は売上高1,707百万円、営業損失377百万円、2027年8月期は売上高2,100百万円、営業利益1.9百万円、2028年8月期は売上高2,300百万円、営業利益124百万円、2029年8月期は売上高2,800百万円、営業利益512百万円、2030年8月期は売上高3,100百万円、営業利益654百万円を見込んでおります。なお、割引率は加重平均資本コストとし、12.0%~16.2%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を1.0%~1.0%として、当社株式の1株当たり株式価値を算定しております。

ウ. 本株式価値算定書を踏まえた当社取締役会の払込金額についての判断

上記のとおり、本新株式の払込金額である50円は最近の当社株価水準と比較すると大幅なディスカウントとなりますが、本株式価値算定書に照らしても、DCF法による算定結果(48円から59円)の範囲内であること、また、上記のとおり、早期の資金調達及び財務基盤の強化を要する現在の当社の状況を考慮すると、本新株式の発行を行うことで直ちに当社の財務体質の改善につながると考えていたところ、株式割当予定先から提案された上記払込金額を受け入れず、他の資金調達先を探すことは現実的に難しいことを総合的に勘案し、当社は、本新株式の払込金額は妥当な金額であると判断しています。

また、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員が、本新株式の価格の評価の第三者算定機関である赤坂国際会計が当社と継続的な顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められ、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また価格算定過程及び前提条件等に関して合理的なものであると判断できることから、新株式について、割当予定先にとって有利発行に該当するものの、株主からの特別決議による承認をいただけることを条件に、新株式1株当たりの払込金額を50円とすることは相当である旨の意見を表明しております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計と当社及び新株予約権割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2026年8月20日)の市場環境や新株予約権割当予定先の権利行使行動等並びに新株予約権割当予定先の株式処分コストを考慮した一定の前提(当社の株価(113円)、ボラティリティ(78.3%)、予定配当額(0円/株)、無リスク利率(1.7%)及び市場出来高、新株予約権割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び本新株予約権の発行コストが発生すること等)を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額である第11回新株予約権1個当たり7円、第12回新株予約権1個当たり7円を参考に新株予約権割当予定先との間での協議を実施したところ、新株予約権割当予定先からは、早期の資金調達及び財務基盤の強化を要する現在の当社の状況を考慮すると、新株予約権割当予定先であるEVO FUNDが過去に実施した他社での有利発行事例と同等の発行価額を設定したい旨の依頼及びかかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受け、当社としても、本スキームが現在の当社にとって唯一かつ最善の手段であると考えたため、本新株予約権1個の払込金額を0.01円としています。本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、上記のとおり当該評価額を参考に新株予約権割当予定先との間で協議した結果、新株予約権割当予定先と合意した本新株予約権1個の払込金額は、当該評価額よりも低いことを踏まえると、上記の本新株予約権1個の払込金額は、割当予定先に特に有利な金額に該当するものと判断しております。

本新株予約権の行使価額が50円と現在の当社株価に比べて低い価額に設定された理由としては、新株予約権割当予定先より、新株予約権割当予定先において総合的に検討した結果、当社の財務状況及び本資金調達がもたらす既存株式の大規模な希薄化の可能性による当社株価の下落リスクを考慮すると、当社が必要とする資金を調達できるだけの数の本新株予約権を行使できるようにするためには、行使価額は本新株式の発行価格と同額の50円が上限であるとの説明を受けております。また、新株予約権の発行価額が僅少(0.0001円/株)となっている点については、新株予約権割当予定先であるEVO FUNDが過去に実施した他社での有利発行事例と同等の発行価額を設定したい旨の依頼及びかかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受けました。そのような状況下で本第三者割当と比較して当社の資金需要に応え、より良い条件を提示する先も探しましたが、時間的な制約もあり、当社の資金需要に応えるより良い他の割当予定先がいなかったため、上記の発行価額及び行使価額にて本第三者割当を行うこととしております。

上記のとおり、本新株予約権の行使価額50円は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日(2026年8月20日)における当社普通株式の終値113円に対して55.8%のディスカウント、同直前取引日までの直近1か月間の当社普通株式の終値の平均値103円に対して51.5%のディスカウント、同直近3か月間の当社普通株式の終値の平均値107円に対して53.3%のディスカウント、同直近6か月間の当社普通株式の終値の平均値147円に対して66.0%のディスカウントであり、割当予定先に特に有利な金額に該当するものと判断しております。また、上記のとおり、本新株予約権の発行価額0.01円(普通株式1株当たり0.0001円)は、赤坂国際会計による本新株予約権の評価額(第11回新株予約権1個当たり7円、第12回新株予約権1個当たり7円)よりも低いことから、割当予定先に特に有利な金額に該当するものと判断しております。なお、当社普通株式について赤坂国際会計により株式価値算定結果の提供を受けており、本新株予約権の行使価額(50円)は、本新株式のDCF法による株式価値算定結果(48円から59円)の範囲内であります。

また、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員が、本新株予約権の価格の評価の第三者算定機関である赤坂国際会計が当社と継続的な顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められ、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また価格算定過程及び前提条件等に関して合理的なものであると判断できることから、新新株予約権について、割当予定先にとって有利発行に該当するものの、株主からの特別決議による承認をいただけることを条件に、新新株予約権1個当たりの行使価額を50円とすることは相当である旨の意見を表明しております。

本種類株式

当社は、本種類株式の発行要項に定められた諸条件を考慮した本種類株式の評価を赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデル、二項モデルやモンテカルロ・シミュレーションといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本種類株式の権利内容を検討し、いわゆる普通株式への転換条項が付帯しておらず、期中において普通株式に優先する一定額の配当を受領し、金銭を対価とする取得条項に基づき発行会社が発行価額で償還する権利を有し、その経済実態が社債等の債権に類似するものと考え、社債の評価に準じて本種類株式からもたらされる将来キャッシュ・フローに基づき評価する配当割引モデルを用いて本種類株式の評価を実施しております。また、当該算定機関は、本種類株式の発行要項等に定められた諸条件、評価基準日の市場環境、当社及び割当予定先の権利行使行動並びに割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提(金銭を対価とする取得条項、優先配当、無リスク利率(1.7%)、リスクプレミアム(0.3%~1.2%)、)を考慮して本種類株式の評価を実施しております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額である1株当たり282.9円から401.6円を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との協議を経て、本種類株式の払込金額を1株当たり400円とし、その他の発行条件を決定しておりますが、本種類株式の発行価額が当該評価額レンジ内であり、その評価手続きについて特に不合理な点がないことから、本種類株式の発行条件は合理的であり、本種類株式の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員が、本種類株式の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法な発行である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある取得価額、当社株式の株価及びボラティリティ等の前提条件を考慮して、オプションを組み込んだ証券の評価額の算定手法として一般的に用いられている配当割引モデルを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額レンジの下限を下回っていないことを判断の基礎としております。

当社はネットプライス及び四谷デジタルイノベーターズを株式割当予定先とし、EVO FUND及びGADを新株予約権割当予定先とし、ネットプライスをA種類株式割当予定先とすることが最善の手段であり、かつ、当社の資金需要に応えていることからすると合理性があるものと考えております。

当社取締役会としても、現在の当社の財政状況及び今後の資金需要並びに成長資金に係る資金調達が緊急に必要である状況を考慮すると、本資金調達以上の金額を他の方法で調達すること及び新株予約権割当予定先から提案された現状の払込金額及び行使価額に関する発行条件を受け入れず、他の資金調達先を探すことは難しいと判断しました。なお、上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注)1.(5) 他の資金調達方法」のとおり、本資金調達以外の資金調達方法についても検討しましたが、公募増資、株主割当増資、新株予約権無償割当による増資及び新株式又は新株予約権のみの第三者割当についてはいずれも実現が困難であるか、現実的に実現可能性がなく、新株予約権付社債については当社が必要とする資金を十分に調達できる提案を受けなかったこと、借入れ・社債のみによる資金調達については、財務健全性がさらに低下する上、貸し手を見つけるのが困難であること、行使価額修正条項付新株予約権については当該新株予約権の行使が十分にされず当社が必要とする資金を十分に調達できない可能性があり、早期の資金調達をすることが困難であることを理由として、本資金調達を実施する判断にいたしました。

新株予約権割当予定先からは、上記のとおり、現在の当社の状況を考慮すると、新株予約権割当予定先であるEVO FUND及びGADが過去に実施した他社での有利発行事例と同等の発行価額を設定したい旨の依頼及びかかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受けました。また、株式割当予定先からは、本第三者割当で発行される本新株式の価額は本新株予約権の行使価格と同一であるべきとの理由により50円に設定したい旨の依頼がありました。当社としても、大幅なディスカウントを避けて希薄化を抑えたスキームでは資本増強の蓋然性を確保できないことから、本スキームが現在の当社にとって唯一かつ最善の手段であると考え、かかる発行価額が引受の条件である旨の説明を受けたためこれを受け入れた上で株主の皆様のご判断を仰ぐことにした次第です。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式の発行による新規発行株式数72,000,000株(議決権数720,000個)に、本新株予約権が全て行使された場

合に交付される当社普通株式数54,500,000株（議決権数545,000個）を合算した総数は126,500,000株（議決権数1,265,000個）であり、2026年8月4日現在の当社発行済普通株式総数である46,004,300株（議決権数456,512個）に対して274.97%（議決権総数に対し277.10%）（小数第3位を四捨五入）にあたります。また、2026年8月21日の発行決議に先立つ6か月以内である2026年3月13日に発行を決議し2026年3月30日付でEVO FUNDに対して割り当てられた第9回新株予約権500,000個（目的となる株式数50,000,000株（議決権500,000個））のうち行使された24,799個（目的となる株式数2,479,900株（議決権数24,799個））を、上記普通株式126,500,000株（議決権数1,265,000個）に合算した総株式数は128,979,900株（議決権数1,289,799個）であり、これを分子として、2026年8月4日現在の当社発行済普通株式総数である46,004,300株（議決権数456,512個）から過去6か月以内に発行された株式総数である2,479,900株（議決権数24,799個）を控除した株式総数である43,524,400株（議決権総数431,713個）を分母とする希薄化率は296.34%（議決権ベースの希薄化率は298.76%）となります。なお、第9回新株予約権については、2026年7月31日時点で24,799個が行使され2,479,900株が交付されましたが、残りの第9回新株予約権の合計475,201個（47,520,100株相当分）は当社が2026年9月7日付で取得し、その後速やかに消却することで、残存する第9回新株予約権はなくなる予定です。

したがって、既存株式の希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、取引所の有価証券上場規程に

基

づき、本臨時株主総会にて株主の皆様の意思確認手続を取らせていただくことといたしました。本第三者割当は、既存株式の大規模な希薄化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落、割当予定先を除く全ての既存株主の資産価値に対する大幅な希薄化（ディスカウント発行による理論株価の低下）等、既存株主の皆様にも多大なる不利益を与えることとなりますが、当社は、確実にアパレル事業、エスティック・リラックスサロン事業の改革、再編を実現させ、事業を継続的に成長させていくことで中長期的な事業成長及び企業価値向上を図るとともに、有利子負債を削減するために必要かつ合理的な方法であると判断しております。

使

また、当社普通株式の過去6か月における1日当たりの平均出来高は172,006株であり、本新株予約権を権利行

期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有していると考えております。

さらに、新株予約権割当予定先の保有方針は、前述のとおり、純投資とのことであり、株価や市場動向により第11回新株予約権及び第12回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。新株予約権割当予定先が当該当社普通株式を市場で売却した場合、当社の株価に影響を与え、既存株主様の利益を損なう可能性があります。他方、株式割当予定先は、本新株式について、基本的な方針として、中長期的に保有する意図をもって引き受ける旨を口頭により確認しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行による新規発行株式数合計72,000,000株（議決権数720,000個）に、全ての本新株予約権が行使された場合に交付される普通株式54,500,000株（議決権数545,000個）を合算した総数は普通株式126,500,000株（議決権数1,265,000個）であり、2026年8月4日現在の当社発行済普通株式総数である46,004,300株（議決権数456,512個）に対して274.97%（議決権総数に対し277.10%）（小数第3位を四捨五入）の希薄化が生じることになります。また、2026年8月21日の発行決議に先立つ6か月以内である2026年3月13日に発行を決議し2026年3月30日付でEVO FUNDに対して割り当てられた第9回新株予約権500,000個（目的となる株式数50,000,000株（議決権500,000個））のうち行使された24,799個（目的となる株式数2,479,900株（議決権数24,799個））を、上記普通株式126,500,000株（議決権数1,265,000個）に合算した総株式数は128,979,900株（議決権数1,289,799個）であり、これを分子として、2026年8月4日現在の当社発行済普通株式総数である46,004,300株（議決権数456,512個）から過去6か月以内に発行された株式総数である2,479,900株（議決権数24,799個）を控除した株式総数である43,524,400株（議決権総数431,713個）を分母とする希薄化率は296.34%（議決権ベースの希薄化率は298.76%）となります。なお、第9回新株予約権については、2026年7月31日時点で24,799個が行使され2,479,900株が交付されましたが、残りの第9回新株予約権の合計475,201個（47,520,100株相当分）は当社が2026年9月7日付で取得し、その後速やかに消却することで、残存する第9回新株予約権はなくなる予定です

したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
ネットプライス事業再生合 同会社	東京都千代田区六番町 15 - 2	12,099,100	26.50	49,099,100	28.52
合同会社四谷デジタルイノ ベーターズ	東京都新宿区四谷三栄町1 - 1	10,320,900	22.61	45,320,900	26.33

EVO FUND (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands (東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号)	3,700,000	8.10	39,200,000	22.77
GAD 有限責任事業組合	東京都千代田区麹町一丁目 8 番地 JFNセンター 5 階	5,200,000	11.39	24,200,000	14.06
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO. 1 (常任代理人 みずほ銀行)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都港区港南 2 丁目 15— 1)	2,500,000	5.48	2,500,000	1.45
EUROCLEAR BANK S.A./N.V. (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	BOULEVARD DU ROIALBERT II, B-1210 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号)	2,456,000	5.38	2,456,000	1.43
家高 利康	東京都世田谷区	466,400	1.02	466,400	0.27
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 - 3 東京ビルディング	422,200	0.92	422,200	0.25
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山 2 丁目 6 番 21号	361,500	0.79	361,500	0.21
中島 篤三	東京都世田谷区	300,000	0.66	300,000	0.17
計	-	37,826,100	82.86	164,326,100	95.45

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年 8 月 4 日現在の当社の普通株式に係る株主名簿上の株式数により作成しております。
2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、2026年 8 月 4 日時点の総議決権数（456,512個）に、本新株の発行及び本新株予約権の目的となる株式の発行により増加する議決権数（1,265,000個）を加えた数で除して算出しております。
3. 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第 3 位を四捨五入しております。
4. 新株予約権割当予定先の「割当後の所有株式数」は、新株予約権割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。新株予約権割当予定先からは、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社普通株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しております。このため、新株予約権割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の長期保有は見込まれない予定です。
5. 上記のほか、自己株式が345,764株あります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

「第 1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 本第三者割当により資金調達をしようとする理由 (1) 資金調達の目的」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、運転資金及び事業資金へ充当する予定であります。加えて、当社は、主な借入先 2 社に対して DES の手法により借入負担軽減と資本増強を同時に実現して財務体質改善を図ることが必要と考えております。早期に持続的な経営の安定化を行い、財務体質の改善を行うため、資金調達は必要不可欠であると考えております。

本第三者割当増資以外の方法による資金調達手法との関係では、上記「第 1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. (5) 他の資金調達方法」記載のとおり、他の資金調達方法について検討した結果、他の手法と比較しても本第三者割当増資による資金調達は、現時点においては、当社として最適な資金調達方法であると判断しております。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、25%以上の希薄化が生じることとなるため、取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めより、以下のいずれかの手続が必要になります。

- a 経営陣から一定程度独立した者(第三者委員会、社外取締役、社外監査役等)による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手
- b 株主総会の決議など(勧告的決議を含む。)の株主の意思確認

当社取締役会は、本第三者割当が発行済普通株式数の274.97%(議決権ベースで277.10%)、6か月通算で約296.34%(議決権ベースの希薄化率は298.76%)と大規模な希薄化が生じることなどから、既存株主への影響が著しく大きいものになると判断しており、第三者委員会等の独立機関ではなく、株主総会で株主の意思を確認した上で実施することが適当であると考えました。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当は、上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、25%以上の希薄化が生じるため、大規模な第三者割当に該当することとなります。このように本第三者割当は大規模な第三者割当に該当することから、既存株主の株主価値を損なうおそれがあります。そこで当社は、取引所の定める規則に従い、本臨時株主総会において、株主の皆様の意思確認をさせていただき、その承認を得た上で本第三者割当を行うことといたしました。

なお、当社は、このように、株主の皆様からの意思確認の方法として最も直接的な方法である株主総会での承認をいただくことを本第三者割当の条件としたため、経営者から独立した第三者による意見の入手は予定しておりません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第 4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第34期、提出日2025年12月1日）及び半期報告書（第35期中、提出日2026年4月14日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年8月24日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2026年8月24日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

下記「第四部 組込情報」に記載の第34期有価証券報告書の提出日（2025年12月1日）以後、本有価証券届出書提出日（2026年8月24日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2025年12月18日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社において、主要株主の異動がありますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

新たに主要株主となるもの EVO FUND

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数(所有株式数)及びその総株主等の議決権の数に対する割合

新たに主要株主となるもの(EVO FUND)

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主等の議決権の数 に対する割合
異動前	- 個 (- 株)	- %
異動後	40,000個 (4,000,000株)	10.02%

（注）1．総株主等の議決権の数に対する割合については、小数点以下第3位を四捨五入し表示しております。

2．総株主等の議決権の数に対する割合は、2025年8月31日現在の総株主の議決権の数375,413個に、2025年10月10日の第三者割当による第7回新株予約権の行使による新株式の発行により増加した議決権の数20,609個及び2025年12月17日現在の第三者割当による第8回新株予約権の行使による新株式の発行により増加した議決権の数3,000個を加算した議決権の数399,022個を基準に算出しております。

3．提出された大量保有報告書（変更報告書）に基づく記載については、当社として当該名義の実質所有株式数を確認できたものではありません。

(3) 当該異動の年月日

2025年12月17日

(4) その他の事項

本臨時報告書提出日現在の資本金の額の額及び発行済株式総数

資本金の額 9,876,871千円

発行済株式総数 普通株式 40,254,400株

（2026年1月14日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社において、主要株主の異動がありますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの EVO FUND

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数(所有株式数)及びその総株主等の議決権の数に対する割合

主要株主でなくなるもの(EVO FUND)

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主等の議決権の数 に対する割合
異動前	40,000個 (4,000,000株)	10.02%
異動後	40,331個 (4,033,100株)	9.66%

- (注) 1. 総株主等の議決権の数に対する割合については、小数点以下第3位を四捨五入し表示しております。
2. 総株主等の議決権の数に対する割合は、2025年8月31日現在の総株主の議決権の数375,413個に、2025年10月10日の第三者割当による第7回新株予約権の行使による新株式の発行により増加した議決権の数20,609個及び2026年1月13日現在の第三者割当による第8回新株予約権の行使による新株式の発行により増加した議決権の数21,400個を加算した議決権の数417,422個を基準に算出しております。
3. 提出された大量保有報告書（変更報告書）に基づく記載については、当社として当該名義の実質所有株式数を確認できたものではありません。

(3) 当該異動の年月日

2026年1月13日

(4) その他の事項

本臨時報告書提出日現在の資本金の額の額及び発行済株式総数

資本金の額 10,131,386千円

発行済株式総数 普通株式 42,094,400株

(2026年2月27日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社において、主要株主の異動がありますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

新たに主要株主となるもの 合同会社四谷デジタルイノベーターズ

主要株主でなくなるもの 株式会社キャピタルタイフーン

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数(所有株式数)及びその総株主等の議決権の数に対する割合

新たに主要株主となるもの(合同会社四谷デジタルイノベーターズ)

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主等の議決権の数 に対する割合
異動前	- 個 (- 株)	- %
異動後	103,209個 (10,320,900株)	23.91%

主要株主でなくなるもの(株式会社キャピタルタイフーン)

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主等の議決権の数 に対する割合
異動前	103,209個 (10,320,900株)	23.91%
異動後	- 個 (- 株)	- %

- (注) 1. 総株主等の議決権の数に対する割合については、小数点以下第3位を四捨五入し表示しております。
2. 異動後の総株主等の議決権の数に対する割合は、2025年8月31日現在の総株主の議決権の数375,413個に、2025年10月10日の第三者割当による第7回新株予約権の行使による新株式の発行により増加した議決権の数20,609個及び2026年2月27日現在の第三者割当による第8回新株予約権の行使による新株式の発行により増加した議決権の数35,700個を加算した議決権の数431,722個を基準に算出しております。

(3) 当該異動の年月日

2026年2月27日

(4) その他の事項

本臨時報告書提出日現在の資本金の額の額及び発行済株式総数

資本金の額 10,325,644千円

発行済株式総数 普通株式 43,524,400株

（2026年3月9日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社において、主要株主の異動がありますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

新たに主要株主となるもの EUROCLEAR BANK S.A./N.V.

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数(所有株式数)及びその総株主等の議決権の数に対する割合

新たに主要株主となるもの(EUROCLEAR BANK S.A./N.V.)

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主等の議決権の数 に対する割合
異動前	3,601個 (360,100株)	0.96%
異動後	49,560個 (4,956,000株)	11.48%

(注) 1. 総株主等の議決権の数に対する割合については、小数点以下第3位を四捨五入し表示しております。

2. 異動前の「総株主等の議決権の数に対する割合」は、2025年8月31日現在の総株主の議決権の数375,413個を基準に算出しております。また、異動後の「総株主等の議決権の数に対する割合」は、2026年2月28日現在の総株主の議決権の数431,713個を基準に算出しております。

(3) 当該異動の年月日

2026年2月28日

(4) その他の事項

本臨時報告書提出日現在の資本金の額の額及び発行済株式総数

資本金の額 10,325,644千円

発行済株式総数 普通株式 43,524,400株

（2026年5月18日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社において、主要株主の異動がありますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本件臨時報告書は、本来提出すべき時期に提出されていなかったため、遅れて提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

新たに主要株主となるもの ヴィタリー・ベズロドニフ (Vitaly Bezrodnykh)

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数(所有株式数)及びその総株主等の議決権の数に対する割合

新たに主要株主となるもの(ヴィタリー・ベズロドニフ (Vitaly Bezrodnykh))

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主等の議決権の数 に対する割合
異動前	2,256個 (225,600株)	0.60%
異動後	41,760個 (4,176,000株)	10.54%

(注) 1. 総株主等の議決権の数に対する割合については、小数点以下第3位を四捨五入し表示しております。

2. 異動前の「総株主の議決権の数に対する割合」は、2025年8月31日現在の総株主の議決権の数375,413個を基準に算出しております。また、異動後の「総株主の議決権の数に対する割合」は、2025年8月31日現在の総株主の議決権の数375,413個に、2025年10月10日の第三者割当による第7回新株予約権の行使による新株式の発行により増加した議決権の数20,609個を加算した議決権の数396,022個を基準に算出しております。

(3) 当該異動の年月日

2025年12月5日

(4) その他の事項

本臨時報告書提出日現在の資本金の額の額及び発行済株式総数

資本金の額 10,471,261千円

発行済株式総数 普通株式 45,379,400株

（2026年5月18日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社において、主要株主の異動がありますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に

関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの ヴィタリー・ベズロドニフ（Vitaly Bezrodnykh）

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数(所有株式数)及びその総株主等の議決権の数に対する割合

主要株主でなくなるもの(ヴィタリー・ベズロドニフ（Vitaly Bezrodnykh）)

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主等の議決権の数 に対する割合
異動前	41,760個 (4,176,000株)	10.54%
異動後	20,760個 (2,076,000株)	5.16%

（注）1．総株主等の議決権の数に対する割合については、小数点以下第3位を四捨五入し表示しております。

2．異動前の「総株主の議決権の数に対する割合」は、2025年8月31日現在の総株主の議決権の数375,413個に、2025年10月10日の第三者割当による第7回新株予約権の行使による新株式の発行により増加した議決権の数20,609個を加算した議決権の数396,022個を基準に算出しております。また、異動後の「総株主の議決権の数に対する割合」は、2025年8月31日現在の総株主の議決権の数375,413個に、2025年10月10日の第三者割当による第7回新株予約権の行使による新株式の発行により増加した議決権の数20,609個及び2026年12月31日現在の第三者割当による第8回新株予約権の行使による新株式の発行により増加した議決権の数6,550個を加算した議決権の数402,572個を基準に算出しております。

(3) 当該異動の年月日

2025年12月31日

(4) その他の事項

本臨時報告書提出日現在の資本金の額の額及び発行済株式総数

資本金の額 10,471,261千円

発行済株式総数 普通株式 45,379,400株

(2026年6月18日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき2026年6月18日開催の当社取締役会において、当社又は当社子会社の従業員に対して新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の割当てを行うことを決議（以下「付与決議」という。）いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります

2 報告内容

(1) 銘柄 株式会社ANAホールディングス 第10回新株予約権

(2) 発行数 18,000個

上記の総数は割当予定数であり、引受の申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、割当てる新株予約権の総数が減少したときには、その新株予約権の総数を以って発行する本新株予約権の総数とする。

(3) 発行価格 金銭の払込みを要しない。

(4) 発行価格の総額

未定

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式1,800,000株を上限とする。

当社取締役4名304,000株、従業員24名800,000株、当社子会社取締役2名85,000株、当社子会社従業員103名611,000株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案

のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は権利行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から2年を経過した日より10年間以内の範囲で、2028年7月10日から2036年7月10日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

ア．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

イ．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ウ．新株予約権の譲渡、担保提供その他の処分はできない。

エ．各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

オ．本新株予約権者の新株予約権の行使に係る年間の行使価額の合計額は1,200万円を超えないものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金にする事項

ア．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記「ア」の資本金等増加

限度額から上記「ア」に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権は譲渡することができない。ただし、当社取締役会が特に認めた場合を除く。

(11) 当該取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役	4名	3,040個
当社従業員	24名	8,000個
当社完全子会社取締役	2名	850個
当社完全子会社従業員	103名	6,110個

(12) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係
当社完全子会社

- (13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取り決めの内容
取決め内容は、当社と本新株予約権社との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
- (14) 新株予約権を割り当てる日
2026年7月10日
- (15) 新株予約権と引き換えにする金銭の払込みの期日
該当なし
- (16) 新株予約権の取得の条件
ア．当社は、新株予約権者が上記8による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
イ．当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (17) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
合併等による組織再編に際して定める契約書又は計画書等に次に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該合併等の比率に応じて、当該株式会社の新株予約権を交付する。
ア．合併（当社が消滅する場合に限る）合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
イ．吸収分割 吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
ウ．新設分割 新設分割により設立する株式会社
エ．株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
オ．株式移転 株式移転により設立する株式会社
- (18) 新株予約権の行使により発生する端株の切捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てる。

（2026年7月31日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。
なお、本件臨時報告書は、本来提出すべき時期に提出されていなかったため、遅れて提出するものであります。

2 報告内容

- (1) 当該事象の発生年月日
2026年1月14日
- (2) 当該事象の内容
当社の連結子会社である株式会社ANAPライトニングキャピタルが、2025年11月30日時点において保有する暗号資産（ビットコイン）について、2026年8月期第1四半期連結会計期間において評価損を営業外費用として計上することといたしました。
- (3) 当該事象の連結損益に与える影響額
当該事象の発生により、2026年8月期第1四半期連結会計期間において、営業外費用として暗号資産評価損1,964,586千円を計上いたしました。

（2026年7月31日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。
なお、本件臨時報告書は、本来提出すべき時期に提出されていなかったため、遅れて提出するものであります。

2 報告内容

- (1) 当該事象の発生年月日
2026年4月14日
- (2) 当該事象の内容
当社の連結子会社である株式会社ANAPライトニングキャピタルが、2026年2月28日時点において保有する暗号資産（ビットコイン）について、2026年8月期第2四半期連結累計期間において評価損を営業外費用として計上することといたしました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2026年8月期第2四半期連結累計期間において、営業外費用として暗号資産評価損7,880,254千円を計上いたしました。

(2026年7月31日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

なお、本件臨時報告書は、本来提出すべき時期に提出されていなかったため、遅れて提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2026年7月15日

(2) 当該事象の内容

当社の連結子会社である株式会社ANAPライトニングキャピタルが、2026年5月31日時点において保有する暗号資産（ビットコイン）について、2026年8月期第3四半期連結累計期間において評価損を営業外費用として計上することといたしました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2026年8月期第3四半期連結累計期間において、営業外費用として暗号資産評価損5,586,444千円を計上いたしました。

(2026年8月7日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社において、主要株主の異動がありますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの EUROCLEAR BANK S.A./N.V.

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数(所有株式数)及びその総株主等の議決権の数に対する割合

主要株主でなくなるもの(EUROCLEAR BANK S.A./N.V.)

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主等の議決権の数 に対する割合
異動前	49,560個 (4,956,000株)	11.48%
異動後	24,560個 (2,456,000株)	5.34%

(注) 1. 総株主等の議決権の数に対する割合については、小数点以下第3位を四捨五入し表示しております。

2. 異動前の「総株主の議決権の数に対する割合」は、2026年2月28日現在の総株主の議決権の数431,713個を基準に算出しております。また、異動後の「総株主の議決権の数に対する割合」は、2026年8月4日現在の総株主の議決権の数456,512個を基準に算出しております。

(3) 当該異動の年月日

2026年8月4日

(4) その他の事項

本臨時報告書提出日現在の資本金の額の額及び発行済株式総数

資本金の額 10,508,884千円

発行済株式総数 普通株式 46,004,300株

(2026年8月24日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2026年8月21日付の取締役会において、ネットプライス事業再生合同会社（以下「割当予定先」といいます。）に対して、第三者割当の方法によりA種種類株式（以下「本種類株式」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 報告内容

(1) 有価証券の種類及び銘柄

株式会社ANAPホールディングスA種種類株式

(2) 発行数
10,000,000株

(3) 発行価格及び資本組入額
発行価格（払込金額） 1株につき400円
（以下に表示する現物出資財産が給付される）
資本組入額 1株につき200円

（現物出資財産の内容及び価額）
割当予定先が当社に対して有する以下の貸付金債権のうち4,000,000,000円に相当する債権

当該財産の価額 金4,000,000,000円
債権の表示：2025年12月22日付極度貸付契約書（2026年6月18日付で変更合意済み）に基づく貸付金債権
（ ）

元本 総額6,915,786,852円（2026年7月31日時点）

貸付実行日：2025年12月23日（金1,500,000,000円）

2026年1月20日（金1,000,000,000円）

2026年2月18日（金5,665,306,852円）

2026年2月20日（金178,520,000円、一部期限前返済）

2026年4月15日（金179,000,000円）

2026年5月14日（金300,000,000円）

2026年7月8日（金200,000,000円）

2026年7月17日（金1,750,000,000円、債権譲渡）

返済期日：2027年8月31日

利息：年利2%

弁済方法：期日一括弁済

返済期日：2027年8月31日

利息：年利2%

弁済方法：期日一括弁済

出資される債権の価額は、債権の額面金額と同額となります。

弁済期の到来について

現物出資の目的となる金額分について、その弁済期を払込期日である2026年9月30日において本新株式発行を実施する時点とすることを、2026年8月24日付で各株式割当予定先との間で合意しております。このため、本種類株式の発行における金銭債権の現物出資について、検査役又は専門家による調査は行いません。

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額
発行価額の総額 4,000,000,000円
（上記に表示する現物出資による）
資本組入額の総額 2,000,000,000円

(5) 株式の内容
A種類株式の内容は以下のとおりです。

() 剰余金の配当

当社は、本種類株式を有する株主（以下「本種類株主」という。）及び本種類株式の登録株式質権者（以下「本種類登録株式質権者」という。）に対しては、配当可能利益が留保された場合には、普通株式に優先して年率2.0%相当額を上限として配当する。

() 議決権

本種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の株主総会において議決権を有しない。

() 種類株主総会

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、本種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

() 株式の併合、分割及び募集株式の割当を受ける権利

株式の併合

当社は、株式の併合をするときは、普通株式及び本種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。

株式の分割

当社は、株式の分割をするときは、普通株式及び本種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。

株式無償割当て

当社は、当社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）には普通株式を、本種類株主には本種類株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てる。

募集株式の割当て

当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、本種類株主には本種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

新株予約権無償割当て

当社は、当社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、本種類株主には本種類株式を目的とする新株予約権の無償割

当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

募集新株予約権の割当て

当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、本種類株主には本種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

（ ）金銭を対価とする取得請求権及び普通株式への転換請求権

本種類株主は、金銭及び普通株式のいずれを対価としても、当社に対して、その有する本種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができないものとする。

（ ）金銭を対価とする取得条項

当社は、本種類株式発行後、いつでも、本種類株主に対して、当社の取締役会が別途定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、本種類株主又は本種類登録株式質権者の意思にかかわらず、強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、金銭を対価として、本種類株式の全部又は一部を取得することができる。本種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、当該本種類株式の数に400円を乗じて得られた額とする。

（ ）譲渡制限

譲渡による本種類株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

（ ）単元株式数

本種類株式の単元株式数は1株とする。

（ 6 ）発行方法

第三者割当の方法により発行いたします。なお、割当予定先に割り当てる本種類株式の数は10,000,000株であります。

（ 7 ）提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本種類株式の発行は、DES（デット・エクイティ・スワップ）により行われるため、金銭の払込みはありません。本種類株式の発行により、当社の割当予定先に対する借入金のうち4,000,000,000円が資本に振り替わり、当該金額分、有利子負債が減少することとなります。

（ 8 ）新規発行年月日（払込期日）

2026年9月30日

（ 9 ）当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項はありません。

（ 10 ）引受人の氏名又は名称に準ずる事項

該当事項はありません。

（ 11 ）募集を行う地域に準ずる事項

日本国内

（ 12 ）金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項はありません。

（ 13 ）保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と当社との間の取決めの内容

該当事項はありません。

なお、割当予定先の本種類株式の保有方針については、下記（14）（ ）をご参照ください。

（ 14 ）第三者割当の場合の特記事項

（ ）割当予定先の状況

割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との間の関係

a．割当予定先の概要	名称	ネットプライス事業再生合同会社
	本店の所在地	東京都千代田区六番町15番2号
	代表者の役職及び氏名	代表社員 フルグルパートナーズ合同会社 職務執行者 山本 和弘
	資本金	1百万円
	事業の内容	有価証券の運用、投資、販売、保有 等
	主たる出資者及びその出資比率	フルグルパートナーズ合同会社：99.99%

b．提出者と割当予定先との間の関係 (2026年7月31日現在)	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	12,099,100株
	人事関係		同社の代表社員であるフルフルパートナーズ合同会社の職務執行者並びに同社の出資者であるフルフルパートナーズ合同会社の代表社員である山本和弘は、当社取締役副社長を兼務しています。
	資金関係		当社は、2025年12月1日付で、同社に800百万円の新株予約権付社債（潜在株式数1,500,938株）を割り当てております。
	技術又は取引等関係		当社と同社との間で、2025年12月22日付で借入限度額7,000百万円の極度貸付契約書を締結し、2026年2月18日付で借入限度額を90億円に拡大変更合意し、2026年6月18日付で借入限度額を100億円に拡大変更合意しており、同社に対して8,666百万円の借入残があります。ただし、当該借入残のうち、1,750百万円に係る貸金債権については、2026年7月17日付で合同会社四谷デジタルイノベーターズに対して譲渡しています。

(注) 別途記載のある場合を除き、2026年8月20日現在におけるものです。

割当予定先の選定理由

当社は、割当予定先であるネットプライスに対し、本第三者割当について打診したところ、当社の財務健全化に資するものであるとの理解のもとネットプライスより快諾をいただき、検討の結果、ネットプライスに本種類株式を割当てることといたしました。また、ネットプライスは当社の主要株主であり当社の企業価値を高めることに資する方針が一致しており、当社の企業価値向上に資する割当予定先であると考えられること、本種類株式を発行して当社の財務健全化を行うことが当社にとって最善と判断いたしました。

割り当てようとする株式の数

本種類株式の総数は10,000,000株です。

割当予定先の保有方針

当社は、株式割当予定先であるネットプライスから、払込期日から2年間において、同社が本第三者割当により取得した当社普通株式及び本種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、払込期日までに確約書を取得する予定であります。

払込みに要する資金等の状況

本種類株式の全てについて、払込みに代えてDESの方法によりますので、金銭による払込みはありません。現物出資の目的となる財産は、当社に対して有する金銭債権であることから、当社におきまして当該財産の実在性及びその残高につき、当社の会計帳簿により確認いたしました。

割当予定先の実態

当社は、ネットプライスについて、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、ネットプライスが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、ネットプライスには、本種類株式第三者割当に係る割当契約において、反社会的勢力との間に一切の関係がない旨を表明保証していただく予定です。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（住所：東京都目黒区上目黒4丁目26番4号、代表取締役：中村勝彦）にネットプライス並びにその役員及び主要株主について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年7月15日、ネットプライス並びにその役員及び主要株主に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社はネットプライスについては、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

() 株券等の譲渡制限

譲渡による本種類株式の取得については、当社の取締役会の承認を要します。

() 発行条件に関する事項

払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

当社は、本種類株式の発行要項に定められた諸条件を考慮した本種類株式の評価を、第三者算定機関である

株式会社赤坂国際会計（本社：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデル、二項モデルやモンテカルロ・シミュレーションといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本種類株式の権利内容を検討し、いわゆる普通株式への転換条項が付帯しておらず、期中において普通株式に優先する一定額の配当を受領し、金銭を対価とする取得条項に基づき発行会社が発行価額で償還する権利を有し、その経済実態が社債等の債権に類似するものと考え、社債の評価に準じて本種類株式からもたらされる将来キャッシュ・フローに基づき評価する配当割引モデルを用いて本種類株式の評価を実施しております。また、当該算定機関は、本種類株式の発行要項等に定められた諸条件、評価基準日の市場環境、当社及び割当予定先の権利行使行動並びに割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（金銭を対価とする取得条項、優先配当、無リスク利率率（1.7%）、リスクプレミアム（0.3%～1.2%）、）を考慮して本種類株式の評価を実施しております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額である1株当たり282.9円から401.6円を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との協議を経て、本種類株式の払込金額を1株当たり400円とし、その他の発行条件を決定しておりますが、本種類株式の発行価額が当該評価額レンジ内であり、その評価手続きについて特に不合理な点がないことから、本種類株式の発行条件は合理的であり、本種類株式の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員が、本種類株式の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法な発行である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある取得価額、当社株式の株価及びボラティリティ等の前提条件を考慮して、オプションを組み込んだ証券の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額レンジの下限を下回っていないことを判断の基礎としております。

発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本種類株式10,000,000株を発行することにより、4,000,000,000円を調達いたしますが、上述した本種類株式の発行の目的及び資金使途に照らしますと、本種類株式の発行数量は合理的であると判断しております。

なお、本種類株式については、株主総会における議決権がなく、かつ、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されていないことから、当社普通株主の皆様には希薄化の影響が生じる可能性はありません。

（ ）大規模な第三者割当に関する事項

ネットプライス及び合同会社四谷デジタルイノベーターズを割当予定先とする当社普通株式に係る募集により発行される新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行による新規発行株式数合計72,000,000株（議決権数720,000個）に、全ての本新株予約権が行使された場合に交付される普通株式54,500,000株（議決権数545,000個）を合算した総数は普通株式126,500,000株（議決権数1,265,000個）であり、2026年8月4日現在の当社発行済普通株式総数である46,004,300株（議決権数456,512個）に対して274.97%（議決権総数に対し277.10%）（小数第3位を四捨五入）の希薄化が生じることになります。また、2026年8月21日の発行決議に先立つ6か月以内である2026年3月13日に発行を決議し2026年3月30日付でEVO FUNDに対して割り当てられた第9回新株予約権500,000個（目的となる株式数50,000,000株（議決権500,000個））のうち行使された24,799個（目的となる株式数2,479,900株（議決権数24,799個））を、上記普通株式126,500,000株（議決権数1,265,000個）に合算した総株式数は128,979,900株（議決権数1,289,799個）であり、これを分子として、2026年8月4日現在の当社発行済普通株式総数である46,004,300株（議決権数456,512個）から過去6か月以内に発行された株式総数である2,479,900株（議決権数24,799個）を控除した株式総数である43,524,400株（議決権総数431,713個）を分母とする希薄化率は296.34%（議決権ベースの希薄化率は298.76%）となります。なお、第9回新株予約権については、2026年7月31日時点で24,799個が行使され2,479,900株が交付されましたが、残りの第9回新株予約権の合計475,201個（47,520,100株相当分）は当社が2026年9月7日付で取得し、その後速やかに消却することで、残存する第9回新株予約権はなくなる予定です。

したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

（ ）第三者割当後の大株主の状況

普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 （％）	割当後の 所有株式数 （株）	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 （％）
ネットプライス事業再生合同会社	東京都千代田区六番町 15 - 2	12,099,100	26.50	49,099,100	28.52
合同会社四谷デジタルイノベーターズ	東京都新宿区四谷三栄町1-1	10,320,900	22.61	45,320,900	26.33

EVO FUND (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands (東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号)	3,700,000	8.10	39,200,000	22.77
GAD 有限責任事業組合	東京都千代田区麹町一丁目 8 番地 JFNセンター 5 階	5,200,000	11.39	24,200,000	14.06
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO. 1 (常任代理人 みずほ銀行)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都港区港南 2 丁目 15—1)	2,500,000	5.48	2,500,000	1.45
EUROCLEAR BANK S.A./N.V. (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	BOULEVARD DU ROYAL ALBERT II, B-1210 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号)	2,456,000	5.38	2,456,000	1.43
家高 利康	東京都世田谷区	466,400	1.02	466,400	0.27
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 - 3 東京ビルディング	422,200	0.92	422,200	0.25
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山 2 丁目 6 番 21 号	361,500	0.79	361,500	0.21
中島 篤三	東京都世田谷区	300,000	0.66	300,000	0.17
計	-	37,826,100	82.86	164,326,100	95.45

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年8月4日現在の当社の普通株式に係る株主名簿上の株式数により作成しております。
2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、2026年8月4日時点の総議決権数（456,512個）に、本新株式の発行、第11回新株予約権証券及び第12回新株予約権証券（以下第11回新株予約権証券と併せて、個別に又は総称して「本新株予約権」といい、本新株式、本種類株式及び本新株予約権に係る募集を総称して「本第三者割当」といいます。）の目的となる株式の発行により増加する議決権数（1,265,000個）を加えた数で除して算出しております。
3. 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。
4. 新株予約権割当予定先の「割当後の所有株式数」は、新株予約権割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。新株予約権割当予定先からは、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社普通株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しております。このため、新株予約権割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の長期保有は見込まれない予定です。
5. 上記のほか、自己株式が345,764株あります。

本種類株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議決 権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に對す る所有議決権 数の割合 (%)
ネットプライス事業再生合同会社	東京都千代田区六番町15-2	—	—	10,000,000	—

() 大規模な第三者割当の必要性

大規模な第三者割当を行うこととした理由

本第三者割当増資により調達した資金は、運転資金及び事業資金へ充当する予定であります。加えて、当社は、主な借入先2社に対してDESの手法により借入負担軽減と資本増強を同時に実現して財務体質改善を図ることが必要と考えております。早期に持続的な経営の安定化を行い、財務体質の改善を行うため、資金調達は必要不可欠であると考えております。

本第三者割当増資以外の方法による資金調達手法との関係では、他の資金調達方法について検討した結果、

他の手法と比較しても本第三者割当増資による資金調達は、現時点においては、当社として最適な資金調達方法であると判断しております。

大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

上記「（ ）大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、25%以上の希薄化が生じることとなるため、取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めより、以下のいずれかの手続が必要になります。

a 経営陣から一定程度独立した者(第三者委員会、社外取締役、社外監査役等)による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手

b 株主総会の決議など(勧告的決議を含む。)の株主の意思確認

当社取締役会は、本第三者割当が発行済普通株式数の274.97%(議決権ベースで277.10%)、6か月通算で約296.34%(議決権ベースの希薄化率は298.76%)と大規模な希薄化が生じることなどから、既存株主への影響が著しく大きいものになると判断しており、第三者委員会等の独立機関ではなく、株主総会で株主の意思を確認した上で実施することが適当であると考えました。

大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当は、上記「（ ）大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、25%以上の希薄化が生じるため、大規模な第三者割当に該当することとなります。このように本第三者割当は大規模な第三者割当に該当することから、既存株主の株主価値を損なうおそれがあります。そこで当社は、取引所の定める規則に従い、2026年9月29日開催予定の臨時株主総会において、株主の皆様から意思確認をさせていただき、その承認を得た上で本第三者割当を行うことといたしました。

なお、当社は、このように、株主の皆様からの意思確認の方法として最も直接的な方法である株主総会での承認をいただくことを本第三者割当の条件としたため、経営者から独立した第三者による意見の入手は予定しておりません。

（ ）株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

（ ）その他参考になる事項

該当事項はありません。

(15) その他の事項

提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

（ ）資本金の額 10,508,884千円

（ ）発行済株式総数 普通株式46,004,300株

3. 資本金の増減について

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)		発行済株式 総数残高 (株)	資本金増 減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年12月1日～ 2026年7月31日(注)	6,049,900		46,004,300	687,001	10,508,884	687,001	10,438,884

(注) 新株予約権行使による増加であります。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第34期)	自 2024年9月1日 至 2025年8月31日	2025年12月1日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第35期中)	自 2025年9月1日 至 2026年2月28日	2026年4月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年11月28日

株式会社A N A Pホールディングス
取締役会 御中

アルファ監査法人

東京都港区

指定社員
業務執行社員

公認会計士

磯 巧

指定社員
業務執行社員

公認会計士

齊藤 健太郎

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社A N A Pホールディングスの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A N A Pホールディングス及び連結子会社の2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度末時点においては純資産が12,644百円となり、債務超過を解消しているが、継続して営業損失、経常損失、当期純損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上している。また、当連結会計年度においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上している。この結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、2025年10月10日に第7回新株予約権の行使が行われており、当該新株予約権の行使により資本金及び資本準備金が増加している。

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、2025年10月29日付けの取締役会で第三者割当による第8回新株予約権（行使価額修正条項付）、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第8回無担保社債（少数株私募）の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

エステティック・リラックスサロン事業における収益認識（売上高の発生及び期間帰属）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項の（セグメント情報等）に記載されているとおり、エステティック・リラックスサロン事業の売上高は479,995千円であり、連結売上高の27%を占めている。売上高は業績目標達成のための重要な構成要素であるため、売上高の過大計上に関するリスクが存在し、特に当該事業は当期から新たに始めていることから、売上計上のためのインセンティブが強く働くと考えられる。また、当該事業については、他社から業務受託を受けてサービスを提供していることから、他社と共謀して架空売上を計上するリスクが存在する。 以上から、当監査法人はエステティック・リラックスサロン事業における売上高の発生及び期間帰属を監査上の主要な検討事項と判断した。	当監査法人は、エステティック・リラックスサロン事業における売上高の発生及び期間帰属の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。 （１）内部統制の評価 エステティック・リラックスサロン事業の売上高に係る以下の内部統制について、整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・エステティック・リラックスサロン事業に関連するシステムに関するアクセス管理といったIT全般統制 ・部門長会議による売上計上資料の確認 ・売上管理表について、管理担当部長による売上額の承認 （２）エステティック・リラックスサロンの売上高に係る実証手続 エステティック・リラックスサロンの売上高に係る実証手続として、主に以下の手続を実施した。 ・設立後期末日までの売上について、請求書と各月の売上計上金額との照合を実施した。 ・設立後期末日までの売上について、入金を確認を実施した。 ・期末日付近の各施術の実在性を確認するため、期末日付近の個人別施術明細と請求書との照合を実施した。 ・売掛金残高について、当連結会計年度末日を基準日として、残高確認を実施した。

暗号資産勘定の実在性と関連取引発生事実の検証	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
連結子会社である株式会社ANAPライトニングキャピタルは、【注記事項】（セグメント情報等）に記載のとおり、当連結会計年度よりビットコイン事業を開始している。 当監査法人は、以下の理由により、「暗号資産勘定の実在性と関連取引発生事実の検証」が当連結会計年度の連結財務諸表の監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。 ・暗号資産取得資金捻出のために行われた資金調達取引には、複数の関連当事者取引が含まれている ・連結財務諸表における暗号資産は16,252,346千円であり、連結総資産の88.7%を構成している ・暗号資産取得価額と期末時価評価額との差額は被監査会社の期間損益を構成し、その金額は多額である ・必要な計算要素に対して適用すべきデータを取り違えた場合、当該誤りが被監査会社の適正な期間損益計算並びに連結総資産に及ぼす影響は甚大となる。	当監査法人は、「暗号資産の実在性と関連取引発生事実の検証」のため、主として以下の監査手続を実施した。 （１）内部統制の評価 暗号資産に関連する業務プロセスの内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 （２）資金調達取引の検証 ・期末保有枚数の57.5%を占める取得分は会社が現物出資により取得されたものであり、現物出資における引受価格の算定を実施した会社が利用した外部の専門家の適性、能力及び客観性を評価した。 ・当監査法人は新たに評価の専門家を関与させた上で、当該引受価格の決定に際して参照された会社の外部専門家の価格算定評価書の評価手法、前提条件及び基礎データの適切性を評価した。 （３）暗号資産取得関連取引の検証 暗号資産取得枚数及び取得価額について、取引発生に係る関連証拠と照合した。 （４）暗号資産期末評価取引の検証 ・暗号資産期末保有枚数について、預託交換業者に対する残高確認状と照合した。 ・暗号資産期末評価レートについて、貸借対照表日における主要な交換業者が公表する公示レートを照合した。 ・暗号資産評価損益が、貸借対照表における暗号資産価額と暗号資産の取得価額との差額により算出されていることを、再計算により確かめた。

エステティック・リラックスサロン事業におけるシステム使用料等の前払費用及び固定資産に関する減損損失の計上	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
内部統制報告書 3【評価結果に関する事項】に記載のとおり、エステティック・リラックスサロン事業をおこなう株式会社AEL及び株式会社ARF が、業務提携契約により支払った前払費用及び物品売買契約等の契約形態により取得した固定資産については、資産取得の意思決定プロセスにおける 全社的な内部統制に係る不備があり、また、減損の判定における決算・財務報告プロセスにも不備があり、会社はこれらを開示すべき重要な不備として識別している。 「【注記事項】（重要な会計上の見積り）1. 固定資産の減損」に記載のとおり、会社及び連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店舗または事業単位を基準としてグルーピングを行うこととしている。営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている場合や、著しい経営環境の悪化が生じている場合等において、減損の兆候を識別し、減損の兆候が識別された資産グループについては減損の要否の判定後、必要と認められる場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上することとしている。 会社は、エステティック・リラックスサロン事業においては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていることから減損の兆候があると判断している。また、決算・財務報告プロセスにおける不備により、エステティック・リラックスサロン事業における将来情報の収集が行われず、減損損失の認識、測定を行うに足る十分な情報に基づく調査が有効に行われないことから、会社は将来的な資産価値がみられないものとして、減損損失を計上している。 その結果、エステティック・リラックスサロン事業において、注記事項（セグメント情報等）【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】に記載のとおり、当連結会計年度に3,489,857千円の減損損失を計上している。 固定資産に関する減損損失の計上額について金額的な重要性は高く、また、事業計画の策定は経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。	当監査法人は、エステティック・リラックスサロン事業におけるシステム使用料等の前払費用及び固定資産に関する減損損失計上の妥当性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。 （１）全社的な内部統制における重要な不備の把握 当監査法人は、新規事業参入のために行った第三者からの対象資産取得の経緯が、開示すべき重要な不備として認識する会社判断の妥当性について、以下の手続を実施した。 ・代表取締役面談の実施 ・取締役面談の実施 ・監査役面談の実施 ・関連する取締役会資料の閲覧、閲覧内容に基づく経営陣に対する質問の実施 ・取得の意思決定にあたって参考にされた外部の専門家による事業価値算定評価に関連した次の手続きの確認 ・専門家により採用された事業価値算出プロセスに対する経営陣の検討状況 ・専門家により採用された事業価値評価モデルの類似会社選択に対する経営陣の検討状況 ・株式会社ANAPホールディングス、2025年8月期に設立された株式会社ANAPの役員構成の推移の確認 ・株式会社ANAPホールディングスの管理部門の人員構成の推移の確認 （２）決算・財務報告プロセスにおける重要な不備の把握 当監査法人は、エステティック・リラックスサロン事業における対象資産の収益獲得可能性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。 ・決算・財務報告プロセスとしてエステティック・リラックスサロン事業における減損判定プロセスに関する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性の評価 ・取締役会議事録の閲覧、経営者・担当部署への質問による会社の事業戦略の理解 （３）実証手続 ・エステティック・リラックスサロン事業における業務提携契約書、業務提携個別契約書、物品売買契約書、業務委託契約書、代行業務委託契約書の内容の閲覧 ・店舗における取得した機器備品の実査 ・エステティック・リラックスサロン事業における売上・利益の月次分析 ・次年度以降の損益予測と取締役会で承認される予算及び経営者による将来の経営計画との整合性の検討 ・減損計上に関する取締役会議事録の閲覧及び経営者への質問 ・前払費用残高について、当連結会計年度末日を基準日とした残高確認

店舗・卸売販売・ライセンス事業におけるのれん及び有形固定資産の減損損失の計上

監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
内部統制報告書 3【評価結果に関する事項】に記載の あるとおり、当連結会計年度末において、店舗・卸売 販売・ライセンス事業を行う 株式会社ANAPが、 新規ブランド設立のため獲得した資産取得の意思 決定プロセスについて、全社的な内部統制に係る不備が あり、また、減損の判定における決算・財務報告プロセ スにも不備があり、会社はこれらを開示すべき重要な不 備として識別している。 「【注記事項】（重要な会計上の見積り）1．固定資 産の減損」に記載のとおり、会社及び連結子会社は、 キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店 舗または事業単位を基準としてグルーピングを行うこと としている。営業活動から生じる損益が継続してマイナ スとなっている場合や、著しい経営環境の悪化が生じて いる場合等において、減損の兆候を識別し、減損の兆候 が識別された資産グループについては減損の要否の判定 後、必要と認められる場合には、帳簿価額を回収可能価 額まで減額し、減損損失を計上することとしている。 会社は、店舗・卸売販売・ライセンス事業において は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっ ていることから減損の兆候があると判断している。また 、決算・財務報告プロセスにおける不備により、店 舗・卸売販売・ライセンス事業における将来情報の収集 が行われず、減損損失の認識、測定を行うに足る十分な 情報に基づく調査が有効に行われないことから、会社は 将来的な資産価値がみられないものとして、減損損失を 計上している。 その結果、店舗・卸売販売・ライセンス事業におい て、注記事項（セグメント情報等）【報告セグメントご との固定資産の減損損失に関する情報】及び注記事項 （貸借対照表関係） 4に記載のあるとおり、当連結会 計年度にのれん及び有形固定資産について149,797千円 の減損損失を計上している。 固定資産に関する減損損失の計上額について金額的な 重要性は高く、また、事業計画の策定は経営者による判 断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査 上の主要な検討事項と判断した。	当監査法人は、店舗・卸売販売・ライセンス事業にお けるのれん及び固定資産の減損損失計上の妥当性を検討 するため、主として以下の監査手続を実施した。 （１）全社的な内部統制における重要な不備の把握 当監査法人は、新規事業参入のために行った第三者からの 事業譲渡等に伴う取得経緯が、開示すべき重要な不備と して認識する会社判断の妥当性について、以下の手続を 実施した。 ・代表取締役面談の実施 ・取締役面談の実施 ・監査役面談の実施 ・関連する取締役会資料の閲覧、閲覧内容に基づく経 営陣に対する質問の実施 ・取得の意思決定にあたって参考にされた外部の専門 家による事業価値算定評価に関連した次の手続きの確認 ・専門家により採用された事業価値算出プロセスに 対する経営陣の検討状況 ・専門家により採用された事業価値評価モデルの類 似会社選択に対する経営陣の検討状況 ・株式会社ANAPホールディングス、2025年8月期に設 立された株式会社ANAPの役員構成の推移の確認 ・株式会社ANAPホールディングスの管理部門の人員構 成の推移の確認 （２）決算・財務報告プロセスにおける重要な不備の 把握 当監査法人は、店舗・卸売販売・ライセンス事業にお ける対象資産の収益獲得可能性を検討するため、主に以 下の監査手続を実施した。 ・決算・財務報告プロセスとしてアパレル事業にお ける減損判定プロセスに関する内部統制の整備状況及び運 用状況の有効性の評価 ・取締役会議事録の閲覧、経営者・担当部署への質問 による会社の事業戦略の理解 （３）実証手続 ・店舗・卸売販売・ライセンス事業における売上・利 益の月次分析 ・当期取得した新ブランドに関連する事業譲渡契約 書、事業価値評価報告書、財務調査報告書の閲覧 ・当期取得した新ブランドによる店舗における棚卸立 会 ・当期取得した新ブランドにおける売上・利益の分析 ・次年度以降の損益予測と取締役会で承認される予算 及び経営者による将来の経営計画との整合性の検討 ・減損計上に関する取締役会議事録の閲覧及び経営者 への質問

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため株式会社ANAホールディングスの2025年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ANAホールディングスが2025年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書に記載されているとおり、会社及び連結子会社の全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスに関する内部統制には開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は当該不備に起因する必要な修正は全て財務諸表及び連結財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため

に、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年11月28日

株式会社ＡＮＡＰホールディングス
取締役会 御中

アルファ監査法人

東京都港区

指定社員
業務執行社員

公認会計士

磯 巧

指定社員
業務執行社員

公認会計士

齊藤 健太郎

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている2024年9月1日から2025年8月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して2025年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度末時点においては純資産が12,935百万円となり、債務超過を解消しているが、継続して営業損失、経常損失、当期純損失を計上している。また、当事業年度においても、営業損失、経常損失、当期純損失を計上している。この結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、2025年10月10日に第7回新株予約権の行使が行われており、当該新株予約権の行使により資本金及び資本準備金が増加している。

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、2025年10月29日付けの取締役会で第三者割当による第8回新株予約権（行使価額修正条項付）、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第8回無担保社債（少数株私募）の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社短期貸付金に対する貸倒引当金計上及び関係会社株式評価損の計上	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は、当事業年度の貸借対照表において、関係会社短期貸付金を20,194,000千円、関係会社短期貸付金に対する貸倒引当金5,039,000千円を計上しており、また、関係会社株式評価損を113,563千円計上している。 会社は、関係会社短期貸付金のうち、業績の悪化や新規事業の立ち上げに係る初期投資が先行していることにより債務超過が生じている関係会社に対する貸付金について、会社は関係会社の当事業年度における損益の状況、債務超過の程度、貸付金の回収状況並びに事業計画等に基づいて、回収不能見込額を算定し、当該回収不能見込額相当の貸倒引当金を計上するとともに、当該関係会社株式の減損を行っている。 債務超過の関係会社に対する貸付金の評価及び関係会社株式の減損に利用された各関係会社の将来事業計画には、将来の売上高や営業利益の増加等の主要な仮定が含まれており、その達成に不確実性や、経営者の主観的な判断が伴う。また、債務超過の関係会社に対する貸付金及び関係会社株式には金額的重要性がある。以上により、当監査法人は債務超過の関係会社に対する貸付金の評価及び関係会社株式の評価損を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、関係会社短期貸付金に対する貸倒引当金計上及び関係会社株式評価損の計上の妥当性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。 （１）内部統制の評価 貸倒引当金及び関係会社株式の減損に関連する決算・財務報告プロセスの内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 （２）関係会社短期貸付金に対する貸倒引当金計上及び関係会社株式評価損に係る実証手続 ・関係会社との融資申込書の内容や入出金について証憑突合せを実施した。 ・関係会社の状況について経営者及び経営管理本部長へ質問を実施し、債務超過の関係会社における事業環境及び将来事業計画について理解した。 ・債務超過の関係会社の今後の収益性について、関連する資料の閲覧等により検討した。 ・関係会社短期貸付金について貸倒引当金を計上するとともに、当該関係会社株式の全額を減損する方針であることについて、取締役会議事録により確かめた。 ・関係会社短期貸付金について、当事業年度末日を基準日として、残高確認を実施した。

その他の事項

会社の2024年8月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2024年11月27日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制

の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年4月14日

株式会社ANA Pホールディングス

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

北海道札幌市

指定社員
業務執行社員

公認会計士

堀

俊

介

指定社員
業務執行社員

公認会計士

御

器

理

人

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ANA Pホールディングスの2025年9月1日から2026年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年9月1日から2026年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ANA Pホールディングス及び連結子会社の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度以前より継続して、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、また、当中間連結会計期間においても、営業損失及び経常損失を計上している。この結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象（第三者割当による第9回新株予約権の行使による増資）に記載されているとおり、第9回新株予約権の一部について行使が行われており、当該新株予約権の行使により資本金及び資本準備金が増加している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2025年8月31日をもって終了した前連結会計年度の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって期中レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間連結財務諸表に対して2025年4月11日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2025年11月28日付けで無限定適正意見を表明している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記、期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれておりません。